

生徒指導・進路指導 に関する施策等について

令和5年度第2回 都道府県私立学校主管部課長会議

文部科学省

初等中等教育局 児童生徒課



文部科学省

目次

1.いじめ問題	3
2.不登校児童生徒への支援	24
3.児童虐待	33
4.自殺予防	43
5.校則	57
6.人権教育	62
7.キャリア教育	66
8.修学旅行	69

※別途、配布資料として、「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について(教職員向け)」、「修学旅行・校外学習における2025年大阪・関西万博の活用について」「宗教の信仰等に関する児童虐待等への対応に関するQ&A」について」がございます。

1

いじめ問題

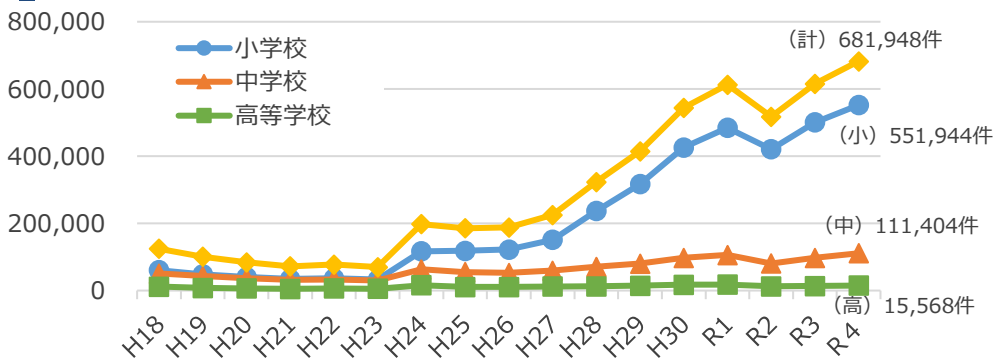


文部科学省

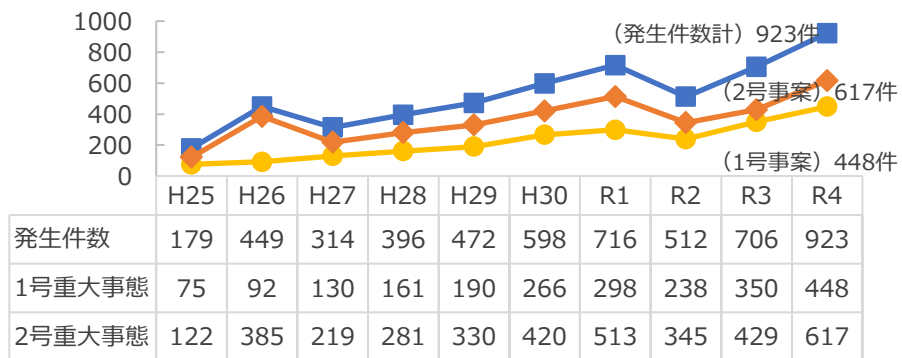
いじめ防止に向けた総合的な対策の推進について

令和6年度予算額(案) 128.4億円の内数 (前年度予算額 125.8億円の内数)
 令和5年度補正予算額 21.1億円

いじめの認知件数の推移



いじめ重大事態の発生件数の推移



いじめ防止対策推進法等に基づき、積極的認知や組織的対応の徹底、いじめ重大事態調査の適切な実施を推進。文部科学省と子ども家庭庁を共同議長とし、関係省庁を構成員とする「いじめ防止対策に関する関係省庁連絡会議」、有識者による「いじめ防止対策協議会」等を通じて、取組の検証・いじめ防止対策の強化を図る。

未然防止・早期発見

- ✓ 1人1台端末等を活用した「心の健康観察」の全国の学校での導入推進 [R5補正：10億円]
- ✓ SNS等を活用した相談体制の整備 [R6予算案：61億円の内数(59億円の内数)]
- ✓ 「特別の教科 道徳」の着実な実施などによる道徳教育の充実 [R6予算案：43億円(42億円)]
- ✓ いじめを含む差別解消に向けた人権教育の推進 [R6予算案：31百万円(31百万円)]
- ✓ 健全な発達に資する体験活動の充実 [R6予算案：1億円(1億円)]

早期対応・組織的対応

- ✓ スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置充実 [R5補正：7億円 R6予算案：84億円(82億円)]
- ✓ 教育行政に係る法務相談体制の整備[地財措置]

子ども家庭庁 419百万円(201百万円)

- ✓ 学校外からのアプローチによるいじめ防止対策 [R5補正：414百万円]
- ✓ いじめ調査アドバイザーによる第三者性の確保 [R6予算案：4.9百万円]

いじめ重大事態への対応

- ✓ 重大事態の国への報告に基づく学校設置者等への指導・助言 ※非予算
- ✓ いじめの重大事態の調査に関するガイドラインの改訂 ※非予算
- ✓ 重大事態の未然防止に向けた国の個別サポートチーム派遣 ※非予算

その他

- 「いじめ防止対策に関する普及啓発協議会」や各教育委員会主催の行政説明等におけるいじめ防止対策の普及啓発
- いじめ防止対策推進法に基づいた対応に係る教職員研修の実施、ネットいじめ対応に係る啓発動画の作成
- 「いじめ問題子供サミット」の開催

いじめ防止対策に関する取組の推進について

こども家庭庁

○地域における相談体制の整備

- ・自治体における相談体制の充実
 - ・要対協や子供・若者支援地域協議会の枠組みを活用したアウトリーチ型支援
 - ・関係機関や関係者を通じた事案の把握
 - ・地方自治体の取組や体制づくりの推進
- ※学校外（塾、スポーツクラブ等）の学校・教委では把握が難しい場におけるいじめにも対応

○重大事態への対処

- ・情報を文部科学省と共有、文科省とともに対策を実施
- ・地方自治体内での情報共有促進
- ・調査における第三者性の確保、運用改善

○必要がある場合、勧告権を行使 等

○いじめ防止対策推進法に基づく基本方針を変更する際には、文部科学省はこども家庭庁とともに実施

文部科学省

○学校・教育委員会における相談体制の整備

- ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの学校への配置
- ・教育委員会へのスーパーバイザー配置
- ・教育委員会における法務相談体制の整備
- ・SNS等を活用した相談体制整備
- ・24時間子供SOSダイヤルの設置・周知

○重大事態への対処

- ・情報の把握、こども家庭庁との共有、こども家庭庁とともに対策を実施
- ・教育委員会・学校への指導・助言・援助 等 等

一体的な対応を推進

いじめ防止対策推進法【概要】 ①

(平成25年法律第71号)

第一章 総則

1 「いじめ」を「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校(※)に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」と定義すること。

※小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校(幼稚部を除く。)

2 いじめの防止等のための対策の基本理念、いじめの禁止、関係者の責務等を定めること。

第二章 いじめ防止基本方針等

1 国、地方公共団体及び学校の各主体は、「いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針」の策定(※)を定めること。

※国及び学校は策定の義務、地方公共団体は策定の努力義務

2 地方公共団体は、関係機関等の連携を図るため、学校、教育委員会、児童相談所、法務局、警察その他の関係者により構成されるいじめ問題対策連絡協議会を置くことができること。

第三章 基本的施策

学校の設置者及び学校が講ずべき基本的施策として、①道徳教育等の充実、②早期発見のための措置、③相談体制の整備、④インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進を定めるとともに、国及び地方公共団体が講ずべき基本的施策として、⑤いじめの防止等の対策に従事する人材の確保等、⑥調査研究の推進、⑦啓発活動等について定めること。

いじめ防止対策推進法【概要】 ②

(平成25年法律第71号)

第四章 いじめの防止等に関する措置

- 1 学校は、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、複数の教職員、心理・福祉等の専門家その他の関係者により構成される組織を置くこと。
- 2 個別のいじめに対して学校が講ずべき措置として、①いじめの事実確認と設置者への結果報告、②いじめを受けた児童生徒又はその保護者に対する支援、③いじめを行った児童生徒に対する指導又はその保護者に対する助言について定めるとともに、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときの警察との連携について定めること。
- 3 懲戒、出席停止制度の適切な運用等その他いじめの防止等に関する措置を定めること。

第五章 重大事態への対処

- 1 学校の設置者又は学校は、重大事態(※1)に対処し、同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行うものとすること。
(※1) {
 - 一 いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
 - 二 いじめにより児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき
- 2 学校の設置者又は学校は、1の調査を行ったときは、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対し、必要な情報を適切に提供するものとする。
- 3 学校は、重大事態が発生した旨を地方公共団体の長等(※2)に報告、地方公共団体の長等は、必要と認めるときは、1の調査の再調査を行うことができ、また、その結果を踏まえて必要な措置を講ずるものとすること。

(※2) 公立学校は地方公共団体の長、国立学校は文部科学大臣、私立学校は所轄庁である都道府県知事

第六章 雑則

学校評価における留意事項及び高等専門学校における措置に関する規定を設けること。

いじめの定義

～平成17年度

自分より弱い者に対して一方的に、身体的・心理的な攻撃を継続的に加え、相手が深刻な苦痛を感じているもの

平成18年度～

当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの

- × 「自分より弱い者」
- × 「一方的に」
- × 「継続的に」
- × 「深刻な」

発生場所は学校内外を問わず、個々の行為が『いじめ』に当たるか否かの判断はいじめられた児童生徒の立場に立つて行う。

具体的ないじめの種類に「パソコン・携帯電話での中傷」「悪口」などを追加。「発生件数」から「認知件数」に変更。

いじめ防止対策 推進法(平成25年) の定義

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの

【いじめの防止等のための基本的な方針より】

○「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要

○いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用して行う

※平成29年3月の基本方針改定

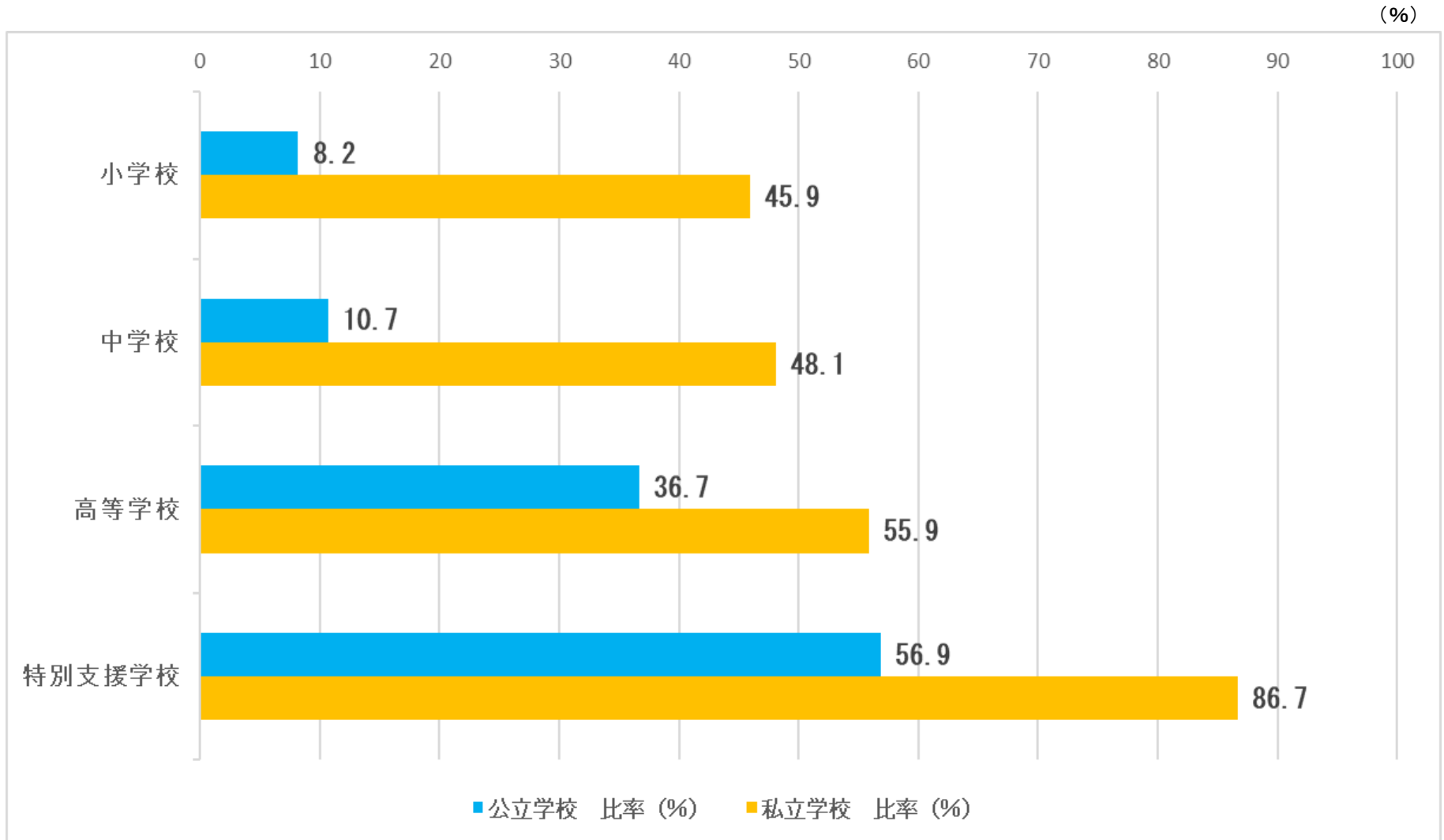
○ 旧基本方針では「けんか」がいじめの定義から除かれるため、けんかに係る記述を改正(「けんかを除く」という記述を削除)

➡ けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

いじめの認知学校数・認知件数

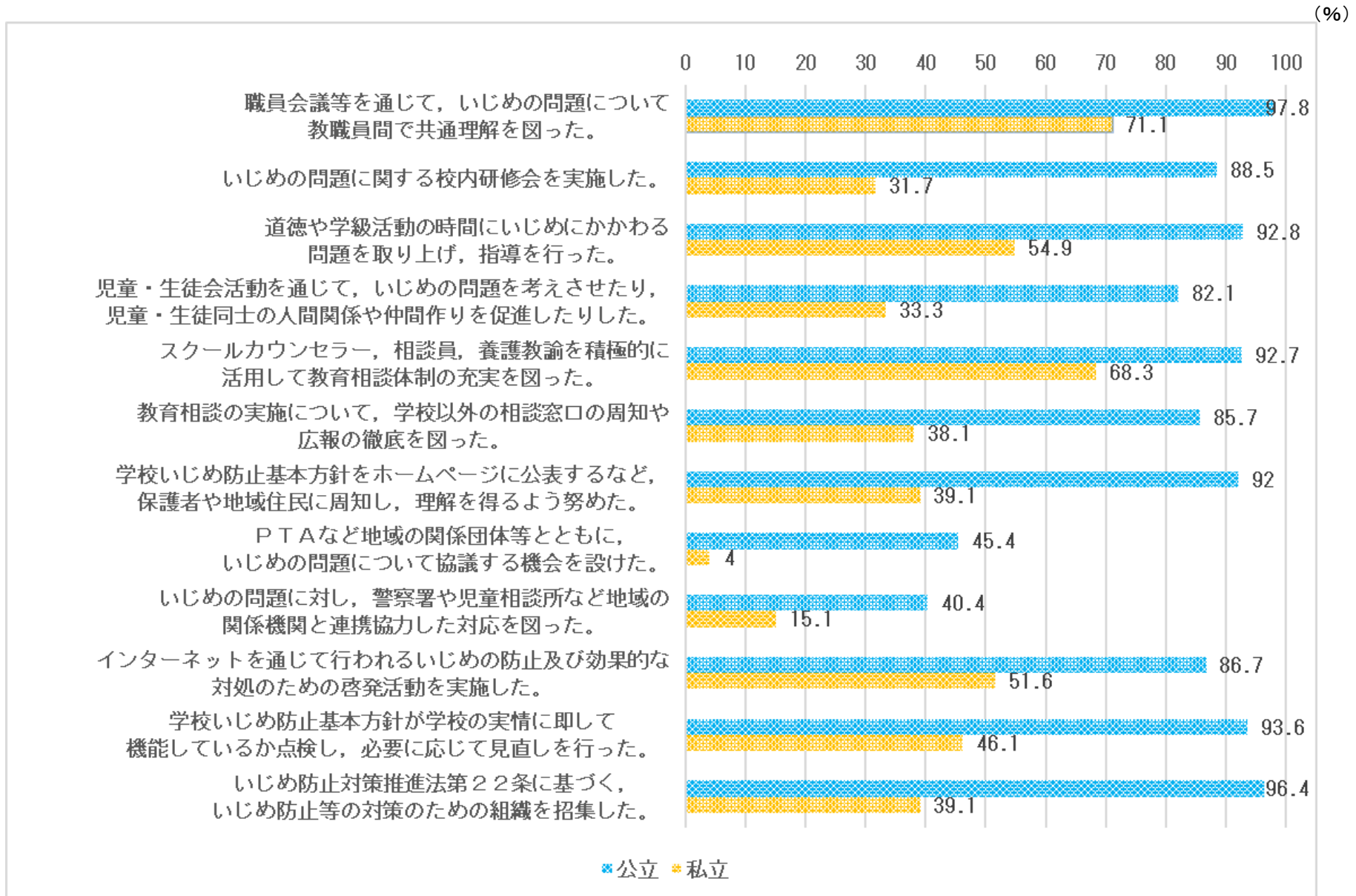
		学校総数	認知した学校数	比率	認知件数	1校当たりの認知件数	認知していない学校数	比率
		A	B	B/A	C	C/A	D	D/A
		(校)	(校)	(%)	(件)	(件)	(校)	(%)
小学校	国立	72	70	97.2	4,166	57.9	2	2.8
小学校	公立	19,023	17,222	90.5	545,958	28.7	1,567	8.2
小学校	私立	244	128	52.5	1,820	7.5	112	45.9
小学校	計	19,339	17,420	90.1	551,944	28.5	1,681	8.7
中学校	国立	77	69	89.6	821	10.7	8	10.4
中学校	公立	9,371	8,278	88.3	108,335	11.6	1,004	10.7
中学校	私立	799	376	47.1	2,248	2.8	384	48.1
中学校	計	10,247	8,723	85.1	111,404	10.9	1,396	13.6
高等学校	国立	19	10	52.6	24	1.3	9	47.4
高等学校	公立	4,036	2,541	63.0	12,179	3.0	1,482	36.7
高等学校	私立	1,556	656	42.2	3,365	2.2	870	55.9
高等学校	計	5,611	3,207	57.2	15,568	2.8	2,361	42.1
特別支援学校	国立	45	14	31.1	99	2.2	31	68.9
特別支援学校	公立	1,109	476	42.9	2,928	2.6	631	56.9
特別支援学校	私立	15	2	13.3	5	0.3	13	86.7
特別支援学校	計	1,169	492	42.1	3,032	2.6	675	57.7
計	国立	213	163	76.5	5,110	24.0	50	23.5
計	公立	33,539	28,517	85.0	669,400	20.0	4,684	14.0
計	私立	2,614	1,162	44.5	7,438	2.8	1,379	52.8
計	計	36,366	29,842	82.1	681,948	18.8	6,113	16.8

いじめを認知していない学校数の割合 (学校種別の公立学校と私立学校の比較)



文部科学省 令和4年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」より

学校におけるいじめ問題に対する日常の取組 (公立学校と私立学校の比較)



組織的ないじめ対応の流れ

- 学級担任等が抱え込まず、「いじめ対策組織」で迅速かつ的確に対応
- 日常的な児童生徒の観察、定期的な面談・アンケートにより早期発見に努力

いじめの発見



① 情報を集め組織的に共有する

- 教職員、児童生徒、保護者、地域、その他から「いじめ対策組織」に情報(アンケート結果を含む)を集約

※いじめを発見した場合は、その場でその行為を止めさせる。

② 指導・支援体制を組む

- 「いじめ対策組織」で指導・支援体制を組む

(校長のリーダーシップの下、生徒指導担当、学年主任、養護教諭、学級担任などの教職員、スクールカウンセラー、弁護士、警察OBなどが参画)

③-A

子供への指導・支援を行う

- **いじめられた児童生徒**にとって信頼できる人(親しい友人や教員、家族、地域の方々等)と一緒に寄り添い支える体制をつくり、いじめから救い出し、徹底的に守り通す
- **いじめた児童生徒**には、いじめは人格を傷つける行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させるとともに、不満やストレスがあってもいじめに向かわせない力を育む(ひどくいじめをした場合は警察に通報し、補導・逮捕・保護処分により更生させる)
- **いじめを見ていた児童生徒**に対しても、自分の問題として捉えさせるとともに、いじめを止めることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える

③-B

保護者と連携する

- つながりのある教職員を中心に、即日、関係児童生徒(加害、被害とも)の家庭訪問等を行い、事実関係を伝えるとともに、今後の学校との連携方法について話し合う

いじめの「重大事態」における学校の対応

■ 学校から設置者（教育委員会等）へ重大事態の発生報告

⇒ 設置者から地方公共団体の長等へ報告（いずれも法に基づく義務）

【重大事態とは？】

- ① **いじめにより生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき**（通称：生命心身財産重大事態、1号重大事態）
※ 例：児童生徒が自殺を図った場合、身体に重大な傷害を負った場合 等
 - ② **いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき**（通称：不登校重大事態、2号重大事態）
※ 「相当の期間」とは年間30日を目安。ただし、一定期間、連続して欠席しているような場合には、この目安に関わらず、迅速に調査に着手。
- 児童生徒や保護者から、「いじめにより重大な被害が生じた」という申立てがあったときは、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。
 - 設置者においては、重大事態が発生した場合、すぐに学校から教育委員会に報告がなされるよう、日頃から指導を行うこと。

■ 学校の設置者が、重大事態の調査の主体を判断（基本方針より）

調査の主体は学校又は学校の設置者。特に次の場合は、**設置者自らが調査を実施。**

- 従前の経緯や事案の特性、いじめられた児童生徒又は保護者の訴えなどを踏まえ、学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと設置者が判断する場合
- 学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合

いじめの「重大事態」における学校の設置者の対応

■ 設置者が調査主体の場合： 調査組織の設置、調査の実施

- 設置者が調査主体となる場合、外部の第三者を構成員とした組織により、速やかに調査に着手できるよう、平時からの設置を。

■ 学校が調査主体の場合： 必要な指導及び支援

- 調査について指導助言、人的支援が必要。調査結果の情報提供についても内容・方法・時期につき指導助言。

※調査組織：公平性・中立性が確保された組織が客観的な事実認定を行うことができるよう構成すること。このため、弁護士、精神科医、学識経験者、心理・福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有するものであって、当該いじめの事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）について、職能団体や大学、学会からの推薦等により参加を図るよう努めるものとする。

■ 調査結果を設置者（教育委員会等）を通じて地方公共団体の長等に報告（法に基づく義務）

■ 公立学校の場合：教育委員会会議に報告

- 事案の発生や調査結果を教育委員会会議に報告していない例が散見される。
⇒ 事務局のみで対処方針を決定するのではなく、教育委員会会議における十分な協議を経ること。また、総合教育会議の招集を求めることも必要に応じて検討すること。

私立学校関係者のみなさまへ

- ① 一部の学校法人・学校で、いじめ防止対策推進法等に則った対応が不十分なケースが見られます。特に法律上の義務となっている措置は確実に講じていただくようお願いします。

(いじめ防止対策推進法において義務となっている措置の例)

- ✓ 学校法人が設置する学校は、重大事態が発生した旨を、当該学校を所轄する都道府県知事に報告しなければならない。(発生報告。法第31条第1項)
- ✓ 調査結果については、当該学校を所轄する都道府県知事に報告すること。(結果報告。法第31条第2項)

- ② 重大事態については、学校又は学校法人による調査が不十分だった場合、都道府県知事が再調査を行うこととなる可能性があります(法第31条第2項)。「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」に則り、学校又は学校法人がしっかりと調査することが児童生徒、保護者、学校のいずれにとっても重要です。また、学校の体制が十分でない場合は、必要に応じて、都道府県私立学校所管課を通じて、都道府県教育委員会に助言・支援を求めることも御検討願います(※)。

(※1)いじめの重大事態の調査に関するガイドライン(抜粋)

私立学校が支援体制を十分に整備できない場合等においては、都道府県私立学校所管課は、適切な支援を行うこと。その際、都道府県私立学校所管課は、都道府県教育委員会に対して助言又は支援を適切に求め、都道府県教育委員会と連携しながら対応すること。

(※2)いじめの防止等のための基本的な方針(抜粋)

国立学校及び私立学校における、いじめの問題への対応について、必要に応じて、教育委員会からのスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー、弁護士等の専門家・関係機関の紹介や、研修機会の提供等の支援が受けられるよう、日常的に、国立学校の設置者は国及び教育委員会との連携確保、都道府県私立学校主管部局は、教育委員会との連携確保に努める。

- ③ いじめは社会の関心も高く、法令違反や不適切な対応は、学校の信頼を損ないかねません。また、特に対応が困難ないじめ事案については、都道府県私立学校担当課と密にコミュニケーションを取り、早期解決に向けて、いじめ防止対策推進法や国の基本方針を踏まえ、適切な対応をお願いします。 ⇒ 学校の危機管理が問われることに！

- ◆ いじめの重大事態の増加等依然として憂慮すべき状況。いじめの対応は、学校のみでは対応が困難な事案もあり、子ども家庭庁設立準備室と共同で「いじめ防止対策に関する関係府省連絡会議」を設置し、政府の連携体制を強化。
- ◆ 連絡会議において、今後対応すべき検討項目を整理し、全体の見直しに先立ち、優先的に対応すべきものとして、重大ないじめ事案等における警察連携などいじめ対応において改めて留意すべき事項を取りまとめ、学校設置者・学校に対して再徹底を図る。

1. いじめ問題への対応における警察との連携の徹底



重大ないじめ事案等は直ちに相談・通報を行う他、学校と警察が日常的に情報共有や相談を行える体制の構築

- 学校と警察は、児童生徒を加害に向かわせず、被害に遭うことから防ぐ等、児童生徒の健全な育成の観点から重要なパートナーであることを認識し、日常的に情報共有や相談を行うことができる連携体制の構築が求められること。
- 重大ないじめ事案や犯罪行為として取り扱われるべきと認められる場合には、学校は、いじめが児童生徒の生命や心身に重大な危険を生じさせる恐れがあることを十分に認識し、いじめ防止対策推進法第23条第6項に基づき、直ちに警察に相談・通報を行い、適切に援助を求めなければならないこと。
- 学校のみで対応するか判断に迷う場合であっても、被害児童生徒や保護者の安心感につながる場合もあることから、警察に相談・通報を行うこと。
- インターネット上のいじめが増加しており、児童ポルノ関連のいじめは被害の拡大を防ぐため、直ちに警察に相談・通報。
- 学校では取扱いの判断が困難な事案も多く、個別事案に係る日常的な情報共有や相談・通報ができるよう、下記のような連携体制の構築に取り組むこと。
 - 警察署との協定の締結・見直しによる円滑な情報共有の推進(相互連絡の枠組みを構築し、幅広く相談・通報を可能に)
 - 学校・警察連絡員の指定の徹底(緊急時を含め日常的に情報共有や相談・通報が可能な連携体制の構築)
 - 学校警察連絡協議会等の活用(学校と警察で認識を共有し、積極的な相談を促進)
 - スクールサポーター制度の積極的な受入れの推進(学校と警察のパイプ役として有効なスクールサポーターの活用)
- 学校と警察が連携することで事案が解消に向かった好事例を周知
 - 例) 警察からの聴き取りによる事案の解明、警察からの注意・説諭による事案の解消
SNS上での児童ポルノ事案における警察の早急な対応による拡散防止 等
- 学校で起こり得るいじめのうち、警察に相談・通報すべき具体例を参考として提示。
 - 例) (暴行) ゲームや悪ふざけと称して、繰り返し同級生を殴ったり、蹴ったりする。
(強要) 度胸試しやゲームと称して、無理やり危険な行為や恥ずかしい行為をさせる。
(児童ポルノ) スマートフォンで自身の性器や下着姿などの写真・動画を撮影して送るよう指示し、自身のスマートフォンに送らせる。等

2. 児童生徒への指導・支援の充実



適切なアセスメントを行いつつ、関係機関と連携して、被害の拡大や二次的な問題の発生を防止、未然防止の推進

- 被害児童生徒に対しては、徹底して守り抜くとの意識の下、SC、SSWや医療機関とも協力しつつ、被害の拡大や二次的な問題の発生を防ぐとともに、落ち着いて教育を受けられる環境の確保や不登校等の場合における学習面での十分な支援にも留意。
- 加害児童生徒に対しては、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導・対応。いじめの背景に当該児童生徒が様々な背景を有している場合もあり、特別な配慮を必要とする場合には、SC・SSWを活用して適切な支援を実施。
- 外部の専門機関を活用することも有効であり、法務少年支援センターや警察機関等との連携も重要。
- 未然防止の取組として、いじめの実際の事例等を活用しつつ、児童生徒が自主的にいじめの問題について考え、議論する等の実践的な取組が重要。
- いじめが複数校にまたがる場合の情報共有や連携した対応の徹底。転校、進学の場合の十分な引継ぎにも留意。

3. 保護者への普及啓発



平時からの普及啓発、いじめ事案の際には学校の対応について丁寧な情報共有が必要

- 入学説明会や保護者会等の機会を通じて、いじめ対応における学校への協力を求め、「学校いじめ防止対策基本方針」や相談窓口の周知を行うとともに、法律におけるいじめの定義や保護者の責務等も周知。
- 重大ないじめ事案等における警察との連携についてもあらかじめ保護者に周知しておくことが重要。
- いじめを認知した際は、事実関係を確認し、保護者への丁寧な情報共有を徹底し、特に、加害児童生徒の保護者への説明が十分に行われていない実態があることから、迅速に情報提供し、保護者と協働で指導支援を行うこと。

4. 総合教育会議の活用及び首長部局からの支援



いじめの重大事態の際は、法律に則り総合教育会議の開催、首長との緊密な連携

- 地方公共団体では、地教行法第1条の4に基づき、いじめの重大事態(主として生命・身体に重大な被害が生じた事案)が認められる場合には、総合教育会議の開催等を通じ、首長と教育委員会とで十分な意思疎通、緊密な連携。
- いじめの重大事態における学校又は学校設置者の調査の実施に当たり、必要に応じて、首長に支援や協力を求め、迅速な調査組織の立ち上げ及び調査の開始に努めること。

法施行後に発生したいじめが背景にある自殺事案 ①

中学1年生男子生徒の自死事案。自死の数ヶ月前から、見下す言葉でのからかい、仲間外れ等のいじめを受けているとの相談が学校にあった。第三者調査委員会の調査結果においては、「それらの出来事及び学校の対応と自死については、関連性があると考えられる。」とされた。

事項	当該事案における学校等の対応
基本方針	事案発生当時、学校のいじめ防止基本方針、当該地方公共団体のいじめ防止基本方針及び対応マニュアルが策定されていたが、 <u>基本方針等に基づく対応が教職員に周知徹底されていなかった。</u>
未然防止・早期発見	・早期発見のための <u>アンケート調査を年6回実施</u> していた。5月の調査では当該生徒の <u>いじめが疑われる記載があったが</u> 、学校では <u>特に確認を要するものとはとらえなかった</u> 。またその後のアンケート調査を <u>2回連続当該生徒が提出していない状況</u> であったが、学校は <u>特段の対応をしなかった</u> 。
組織的対応	・保護者からの相談を受け、学校では臨時会議を開催し、情報を共有しながら対応していたが、 <u>一部のいじめについては担任止まり</u> となっていた。 ・学年ごとに生徒の問題行動を処理しようとする傾向が強く、「小さな問題」と捉えた事案については、 <u>学校全体で情報共有がなされず、管理職による点検・指導が行われなかった</u> 。 ・事案について養護教諭やスクールカウンセラーと情報を共有して対応に当たることをしなかった。 ・ <u>自死発生前、本件いじめについて学校から教育委員会への報告は行われていなかった</u> 。
いじめへの対処	・当該生徒と加害生徒の問題について、 <u>対応方針を事前に双方の保護者と協議せず</u> 、また、一部の加害生徒の保護者に対しては、いじめについて報告をしていなかった。 ・ <u>学年集会を開催して指導を行ったが</u> 、後日、 <u>当該生徒が加害生徒から「チクった」と言われた</u> 。このことについて学校は保護者から相談を受けたが、 <u>特段の対応を行わなかった</u> 。
学校による調査・第三者調査委員会による調査	・ <u>当初、遺族の意向を受けて自死については「転校した」と他の生徒に伝えた</u> (当該生徒の自死についての公表は発生から約1年後であった)。 ・第三者調査委員会はすでに常設機関として設置されていた。事案発生後、学校による基本調査を実施し、事案発生から2か月後に第三者委員会による詳細調査を開始した。 ・遺族に対して、第三者調査委員会による調査結果を報告。

法施行後に発生したいじめが背景にある自殺事案 ②

中学1年生女子生徒の自死事案。クラス及び部活動において、暴力を伴わない悪口、心理的な嫌がらせが日常的に発生していた。第三者調査委員会の調査結果においては、「「いじめ」被害を受けたことが自殺の主要な原因である。」とされた。

事項	当該事案における学校等の対応
基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ・法施行後間もない時期に発生した事案であるため、学校の基本方針は策定されていなかった。 ・学校としての<u>いじめ事案の報告経路・情報共有の方法</u>を含むいじめへの<u>対処方針は策定・共有されていたが、方針に基づく対応が徹底されていなかった。</u>
未然防止・早期発見	<ul style="list-style-type: none"> ・定期的実施していた<u>アンケート(月1回)の結果</u>について、当該生徒の<u>回答に変化が見られたものの、十分な分析の下、対応を行わなかった。</u> ・その他保護者からの相談、当該生徒の様子の変化、部活動の欠席など、<u>学校として個々の事案を把握していたが、学校はいじめと認知して対応していなかった。</u>
組織的対応	<ul style="list-style-type: none"> ・当時学校が定めたいじめ事案に係る報告経路・情報共有の方法が徹底されておらず、一部のいじめでは担任と学年主任のみで対応をとり、<u>学校の対策組織には共有されていなかった。</u> ・いじめ、クラス内のトラブルが発生し、いじめ対策組織において協議した場合でも、<u>協議の内容について記録が作成されていなかった。</u> ・当該生徒についてスクールカウンセラーの利用実績はなかった。
いじめへの対処	<ul style="list-style-type: none"> ・担任は、被害生徒に声をかけたところ、「大丈夫」と答えたため、様子を見守ることとしたが、その対処方針は、組織的に判断して決定されたものではなかった。 ・<u>部活動におけるいじめについて具体の対応を定めていなかった結果、顧問から学校の対策組織に報告がなされていなかった。</u> ・顧問も交えた部活動のミーティングの中で、加害側から被害生徒の性格的な面への指摘があり、被害生徒が自らの性格の改善を約束するという結果になった場面があった。この後も悪口等のいじめが継続していたが、学校は特段の対応を行わなかった。
学校による調査・第三者調査委員会による調査	<ul style="list-style-type: none"> ・学校及び教育委員会による調査結果を遺族に提示(閲覧のみ)。 ・<u>第三者調査委員会の設置に関して、スタートの時点で要綱の内容、人選について遺族との協議を円滑に行うことができなかつたため、調査の開始が約10ヶ月後となった。</u>

法施行後に発生したいじめが背景にある自殺事案 ③

中学2年生男子生徒の自死事案。生徒はクラス及び部活動において、嫌がらせ、暴力等を受けており、担任とやりとしていた生活記録ノートには、いじめを受けたことや「死にたい」旨の記載があった。学校による調査結果においては、「本いじめ事案が自殺の一因であった」とされた。

事項	当該事案における学校等の対応
基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>学校のいじめ防止基本方針</u>について、<u>背景や内容を教職員で理解・共有できておらず、アンケートの実施など、計画に則った取組ができなかった。</u>
未然防止・早期発見	<ul style="list-style-type: none"> ・教職員が、生徒が発するSOS(生活記録ノートの記載等)を共有できなかった。 ・いじめ・自殺・生徒指導等に関わる文科省・県教委等からの諸資料は、担当者に回覧されたが、教職員に周知・徹底されず、諸資料を効果的に活用することができていなかった。 ・いじめ防止やいじめに対する指導法、生徒理解を深めていく方法等についての研修が不十分だった。
組織的対応	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>学校にいじめの防止のための組織は設置されていたが、各学年の状況やいじめ防止の取組を確認する場としては機能していなかった</u>(学年での対応が主となっており、学年間の情報交流が少ない)。 ・情報共有すべき内容が明確でなく、<u>担任が、いじめに係る情報(生活ノートの記載等)を学校のいじめ対策組織で共有しなかった。</u> ・学校として、<u>担任の経験や感覚だけに頼らず、複数の教員の目で生徒を捉え、情報交換を通して生徒の理解を深めることができなかった</u>(明るく、元気に生活している面と「死にたい」、「だめだ」等の言葉をノートに記載する面のギャップをどう理解するか等)。
いじめへの対処	<ul style="list-style-type: none"> ・学校は、<u>生徒間のトラブルをからかい、ちょっかいや喧嘩と捉え、いじめと認知することが出来なかった</u>。また、重大事態に発展する事案が発生するという危機意識に欠けていた。 ・いじめが発生し、<u>周囲もその行為を見ていながら解決に結びつけていくような行動をとることができなかった</u>。「いじめは絶対にしてはならない」などの規範意識を生徒に徹底させる教職員の指導が不十分だった。 ・家庭との連携が不十分だった。欠席した生徒への連絡、大きな問題やけが等があったときの連絡は行ってきたが、気になることがあったら、家庭に連絡を取って情報を共有する手立てが欠けていた。学校行事や面談などの機会を積極的に利用し、情報共有を行う必要があった。
学校による調査・第三者調査委員会による調査	<ul style="list-style-type: none"> ・学校が実施した調査結果を遺族に報告・説明した。<u>調査の際のアンケートについては、個人名を伏せて遺族に提供した。</u>

いじめ対策に係る事例集(概要)

1 背景

- 平成28年度、文部科学省の有識者会議である「いじめ防止対策協議会」において、いじめ防止対策推進法の施行状況が検証され、平成28年11月2日、「いじめ防止対策推進法の施行状況に関する議論のとりまとめ」が提言された。
 - 「議論のとりまとめ」に掲げられた一部の現状・課題については、事例集を作成・周知することにより、学校現場の取組に資することとされた。
- ⇒ いじめ防止対策協議会における議論を踏まえ、**平成30年9月、「いじめ対策に係る事例集」を作成。**

2 特徴

※平成30年9月25日、文部科学省HP上で公表。

- 学校や教育委員会等における実際の事例の中から、**いじめの防止、早期発見及び対処等の点で、特に優れている事例**や、学校現場において**教訓となる事例**を掲載した（37項目・47事例）。
- 事例ごとに文部科学省のコメントを付記し、事例の着眼点を示した。

3 目次

1 いじめの定義・認知

- 明らかに法のいじめに該当するので、いじめとして扱うべきもの等の具体例
- Case01 加害・被害の関係性に気づきづらい事案
- Case02 「大丈夫」と答えたので苦痛を受けていると判断しなかった事案
- Case03 双方向の行為がある事案
- Case04-05 グループ内のトラブル
- Case06-07 組織的ないじめの認知
- Case08 いじめとして認知はするが、「いじめ」という言葉を使わずに指導する対処例

2 学校のいじめ防止基本方針

- Case09 いじめ防止等に効果的な学校基本方針の例
- Case10 学校基本方針の策定・見直しのプロセス（P D C Aサイクルに係る取組）
- Case11-12 学校基本方針を児童生徒・保護者に対して適切かつ効果的に周知している事例

3 学校いじめ対策組織

- 学校いじめ対策組織の構成・活動
- Case13 学校いじめ対策組織の構成員、活動
- Case14 いじめ防止に効果的な特色ある活動が行われている事例
- Case15-16 校長の判断により事案の結果が左右された事例
 - ・リーダーシップを発揮し、迅速な対応ができたもの
 - ・誤った判断により、事案が深刻化したもの
- Case17 学校いじめ対策組織の存在・活動を児童生徒にアピールする取組
- Case18 いじめの校内研修の実践例
- いじめへの組織的対応
- Case19 いじめの情報共有
- Case20 いじめの情報の抱え込みにより重大な事態に至り、教職員が懲戒処分を受けた事例
- Case21 いじめの「ヒヤリ・ハット」事例

4 いじめの未然防止に係る取組

- Case22-23 児童生徒が主体となった取組
- Case24 学校における道徳教育
- Case25 弁護士等による出張授業
- Case26 インターネット上のいじめに関する啓発
- Case27 学校と保護者（P T A）、地域住民、関係機関との連携による未然防止のための取組

5 いじめの早期発見

- Case28-29 効果的なアンケート
- Case30-31 いじめの通報・相談窓口
- Case32 効果的な教育相談のための工夫が行われている事例
- Case33 スクールカウンセラーがいじめの相談を受け、解決に導いた事例
- Case34-35 スクールソーシャルワーカーが関係機関との連携・調整を行い、解決に導いた事例

6 いじめへの対処

- Case36 いじめの被害者を徹底的に守り通す対応
- Case37 いじめに係る情報の保護者との共有
- Case38 効果的ないじめの調査の手法、効率的かつ確かな対応の記録方法、情報共有の方法
- Case39 教育委員会としての対応（指導主事によるサポート、緊急対応チームによる支援等）
- Case40 加害者に対する別室指導、教育委員会による出席停止措置
- Case41-43 発達上の課題を抱える児童生徒が関わるいじめへの対処
- Case44 インターネット上のいじめへの対応

7 いじめの重大事態

- Case45 詳細な調査をしないまま「いじめではない」という判断を行った事例
- Case46 不十分な初動調査により、その後の事実解明が困難になった事例
- Case47 初動で適切にいじめの重大事態として捉え、調査を実施し、被害者の支援を行った事例

スクールカウンセラー等活用事業 (SNS等を活用した相談体制構築事業)

令和6年度予算額(案)
(前年度予算額)

61億円の内数
59億円の内数



文部科学省

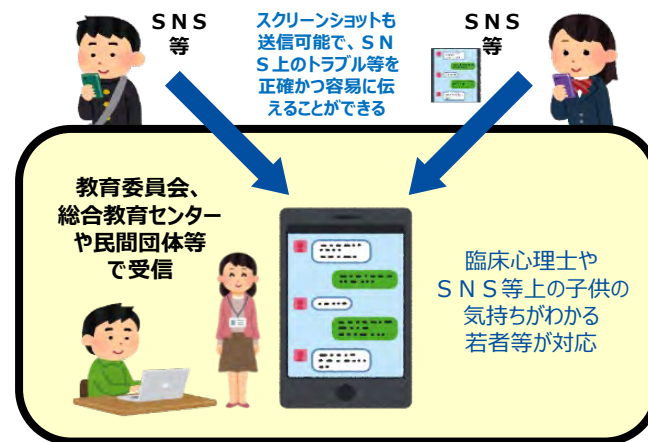
背景

- いじめを含め、様々な悩みを抱える児童生徒に対する相談体制の拡充は、相談に係る多様な選択肢を用意し、問題の深刻化を未然に防止する観点から喫緊の課題。
- 座間市におけるSNSを利用した高校生3人を含む9人の方が殺害された残忍な事件をきっかけに、それ以降もスマートフォンの普及が進んでいるなか、最近の若年層の用いるコミュニケーション手段においては、SNSが圧倒的な割合を占めていることから、それを踏まえた相談体制の整備を図る必要がある。

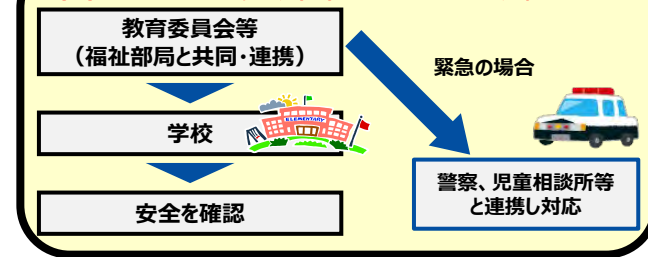
(参考)

主なコミュニケーション手段の平均利用時間(令和5年度版情報通信白書(総務省))
[平日1日](令和4年度)
10代: 携帯通話 6.3分、固定通話 0.2分、ネット通話 19.0分、ソーシャルメディア 64.2分、
メール利用 16.1分

【イメージ】SNS等を活用した相談



(例) 自殺をほのめかす等、命に関わる相談の場合の連絡の流れ



事業概要

SNS等を活用した相談体制の整備に対する支援(補助事業)

(事業内容)

SNS等を活用した双方向の文字情報等による相談を実施するとともに、相談員の専門性を向上させる研修の実施等を支援。

令和3年度より、支援の対象を全ての都道府県・指定都市に拡大。

実施主体

都道府県・指定都市

対象校種

小学校・中学校・高等学校等

費用負担

国: 1/3
都道府県・指定都市: 2/3

対象経費

報酬、期末手当等

担当: 初等中等教育局児童生徒課

2

不登校児童生徒への支援

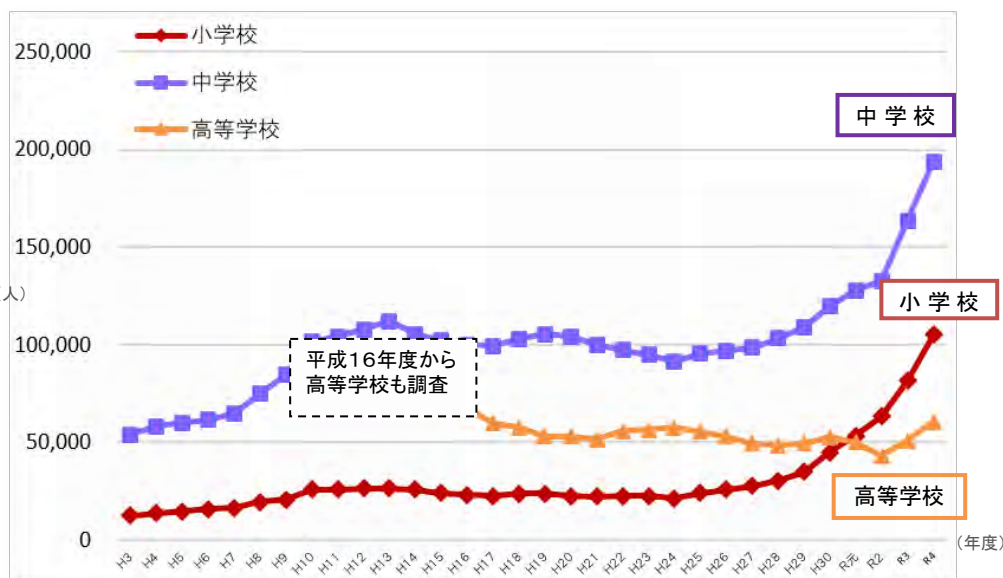


文部科学省

不登校児童生徒への支援について

◆ 不登校の現状

小・中・高等学校における、不登校児童生徒数は、小学校 105,112人、中学校 193,936人、高等学校 60,575人となっており、合計で、359,623人（前年度 295,925人）となっている。



◆ 義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律の制定

◇国及び地方公共団体は、以下の措置を講じ、又は講ずるよう努める

- 1 全児童生徒に対する学校における取組への支援に必要な措置
- 2 教職員、心理・福祉等の専門家等の関係者間での情報の共有の促進等に必要な措置
- 3 不登校特例校及び教育支援センターの整備並びにそれらにおける教育の充実等に必要な措置
- 4 学校以外の場における不登校児童生徒の学習活動、その心身の状況等の継続的な把握に必要な措置
- 5 学校以外の場での多様で適切な学習活動の重要性に鑑み、個々の休養の必要性を踏まえ、不登校児童生徒等に対する情報の提供等の支援に必要な措置

◆ 不登校児童生徒への主な支援

・誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策「COCOLOプラン」(令和5年3月31日)による不登校対策の推進

- ① 不登校の児童生徒全ての学びの場を確保し、学びたいと思った時に学べる環境を整える
- ② 心の小さなSOSを見逃さず、「チーム学校」で支援する
- ③ 学校の風土の「見える化」を通じて、学校を「みんなが安心して学べる」場所にするを柱とし、不登校により学びにつながらない子供たちをゼロにすることを目指す。

※「不登校特例校」については、令和5年8月31日に「学びの多様化学校」に改称。

誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策「COCOLOプラン」(概要)

※Comfortable, Customized and Optimized Locations of learning

○小・中・高の不登校が約30万人に急増。90日以上の不登校であるにもかかわらず、学校内外の専門機関等で相談・指導等を受けられていない小・中学生が4.6万人に。

⇒不登校により学びにアクセスできない子供たちをゼロにすることを目指し、

1. **不登校の児童生徒全ての学びの場を確保し、学びたいと思った時に学べる環境を整える**
2. **心の小さなSOSを見逃さず、「チーム学校」で支援する**
3. **学校の風土の「見える化」を通じて、学校を「みんなが安心して学べる」場所にする**

ことにより、誰一人取り残されない学びの保障を社会全体で実現するためのプランを、文部科学大臣の下、とりまとめ。

○今後、こども政策の司令塔であるこども家庭庁等とも連携しつつ、今すぐできる取組から、直ちに実行。また、文部科学大臣を本部長とする「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策推進本部」を、こども家庭庁の参画も得ながら、文部科学省に設置。進捗状況を管理しつつ取組を不断に改善。

主な取組

1. 不登校の児童生徒全ての学びの場を確保し、学びたいと思った時に学べる環境を整える

仮に不登校になったとしても、小・中・高等を通じて、学びたいと思った時に多様な学びにつながることができるよう、個々のニーズに応じた受け皿を整備。

○**不登校特例校の設置促進**（早期に全ての都道府県・指定都市に、将来的には分教室型も含め全国300校設置を目指し、設置事例や支援内容等を全国に提示。「不登校特例校」の名称について、関係者に意見を募り、より子供たちの目線に立ったものへ改称）。⇒「**学びの多様化学校**」に改称（令和5年8月31日）

○**校内教育支援センター（スペシャルサポートルーム等）の設置促進**（落ち着いた空間で学習・生活できる環境を学校内に設置）

○**教育支援センターの機能強化**（業務委託等を通して、NPOやフリースクール等との連携を強化。オンラインによる広域支援。メタバースの活用について、実践事例を踏まえ研究）

○**高等学校等における柔軟で質の高い学びの保障**（不登校の生徒も学びを続けて卒業することができるような学び方を可能に）

○**多様な学びの場、居場所の確保**（こども家庭庁とも連携。学校・教育委員会等とNPO・フリースクールの連携強化。夜間中学や、公民館・図書館等も活用。自宅等での学習を成績に反映）

実効性を高める取組

○**エビデンスに基づきケースに応じた対応を可能にするための調査の実施**（一人一人の児童生徒が不登校となった要因や、学びの状況等を分析・把握）

○**学校における働き方改革の推進** ○**文部科学大臣を本部長とする「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策推進本部」の設置**

2. 心の小さなSOSを見逃さず、「チーム学校」で支援する

不登校になる前に、「チーム学校」による支援を実施するため1人1台端末を活用し、小さなSOSに早期に気付くことができるようにするとともに、不登校の保護者も支援。

- 1人1台端末を活用し、心や体調の変化の早期発見を推進**（健康観察にICT活用）
- 「チーム学校」による早期支援**（教師やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、養護教諭等が専門性を発揮して連携。こども家庭庁とも連携しつつ、福祉部局と教育委員会の連携を強化）
- 一人で悩みを抱え込まないよう保護者を支援**（相談窓口整備。スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーが保護者を支援）

3. 学校の風土の「見える化」を通して、学校を「みんなが安心して学べる」場所にする

学校の風土と欠席日数には関連を示すデータあり。学校の風土を「見える化」して、関係者が共通認識を持って取り組めるようにし学校を安心して学べる場所に。

- 学校の風土を「見える化」**（風土等を把握するためのツールを整理し、全国へ提示）
- 学校で過ごす時間の中で最も長い「授業」を改善**（子供たちの特性に合った柔軟な学びを実現）
- いじめ等の問題行動に対する毅然とした対応の徹底**
- 児童生徒が主体的に参画した校則等の見直しの推進**
- 快適で温かみのある学校環境整備**
- 学校を、障害や国籍言語等の違いに関わらず、共生社会を学ぶ場に**

不登校・いじめ 緊急対策パッケージ

～誰一人取り残されない学びの保障に向けて～

- 不登校児童生徒数が、小・中学校で約**30万人**。そのうち学校内外の専門機関等で相談・指導等を受けていない小・中学生は、約**11万4千人**。いずれも**過去最多**
- いじめ重大事態の発生件数も、**923件**と**過去最多**。

安心して学ぶことができる、「誰一人取り残されない学びの保障」に向けた取組の**緊急強化**が必要。

不登校【緊急対策】

不登校の児童生徒全ての学びの場の確保、心の小さなSOSの早期発見、安心して学べる学校づくり等のため、文部科学省において3月に策定した「COCOLOプラン」の対策を前倒し。あわせて、不登校施策に関する情報が、児童生徒や保護者に届くよう、**情報発信を強化**。

COCOLOプラン 01 不登校の児童生徒全ての学びの場の確保

- 校内教育支援センター**（スペシャルサポートルーム等）未設置校へ設置促進（落ち着いた空間で学習・生活できる環境を学校内に設置）
- 教育支援センターのICT環境整備**（オンラインで自宅等から学べるように）
- 教育支援センターのアウトリーチ機能など、総合的拠点機能の強化**（どこにもつながっていない児童生徒に支援を届けるため、自治体の体制を強化）

COCOLOプラン 02 心の小さなSOSの早期発見

- アプリ等による「心の健康観察」の推進**（困難を抱える子供の支援に向けたアプリ等や専門家の支援を活用した心や体調の変化の早期発見・早期支援）
- 子供のSOS相談窓口を集約して周知**（1人1台端末を活用）
- より課題を抱える重点配置校へのスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置充実**

情報提供の強化

- 学びの多様化学校設置促進のための全国会議開催、「学びの多様化学校マイスター」派遣**（設置ノウハウや課題の共有のための全国会議を開催するとともに、学びの多様化学校設置経験者を自治体に派遣し、相談・助言が受けられる制度の創設）
- 文部科学省による一括した情報発信**（各教育委員会において作成した地域の相談支援機関等に関する情報を、文科省HPで一括情報発信）

組織的対応を支える取組

- R5年度予算によるCOCOLOプランに基づく対策（学びの多様化学校設置促進や、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーによる支援及び医師会との連携、高校等における柔軟で質の高い学びの保障、保護者の会など保護者への支援等）を**継続して実施**。
- 学びの多様化学校に対する教職員の優先配置等をはじめ、誰一人取り残されない学びを保障する指導・運営体制を緊急的に整備**。
- 学校いじめ対策組織にスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、スクールロイヤー、スクールサポーター等の外部専門家を加えることで組織的に対応**するとともに、**安心して学べる学校づくりを推進**

いじめ【緊急対策】

いじめの重大事態化を防ぐための**早期発見・早期支援を強化**。あわせて、国による重大事態の分析を踏まえつつ、個別自治体への取組改善に向けた**指導助言及び全国的な対策を強化**。

いじめの早期発見の強化

- アプリ等による「心の健康観察」の推進**（困難を抱える子供の支援に向けたアプリ等や専門家の支援を活用した心や体調の変化の早期発見・早期支援）（再掲）
- 子供のSOS相談窓口を集約して周知**（1人1台端末を活用）（再掲）
- より課題を抱える重点配置校へのスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置充実**（再掲）

国による分析強化、個別自治体への指導助言・体制づくり

- 重大事態の国への報告を通じた実態把握・分析、ガイドライン改訂等による全国的対策の強化**（こども家庭庁とも連携して、重大事態に至るケースの共通要素（いじめの背景・原因等）を分析。未然防止や重大事態への対処を図るべく、いじめの重大事態の調査に関するガイドラインの改訂等を実施）
- 重大事態の未然防止に向けた、国の個別サポートチーム派遣による各自治体等への取組改善の実施**（重大事態発生件数が多い一方、いじめの認知件数等が低い都道府県等に取組状況を調査。こども家庭庁とも連携して、国から各自治体等へ指導助言を実施）
- こども家庭庁において、
 - ・**地域におけるいじめ防止対策の体制構築を推進するため、首長部局からのアプローチによるいじめ解消の仕組みづくりに向けた取組の強化や、**
 - ・**いじめの重大事態調査について、第三者性の確保の観点から委員の人选に関する助言等を行う「いじめ調査アドバイザー」の活用等を実施。**

不登校児童生徒への支援に対する基本的な考え方（令和5年11月17日付初等中等教育局長通知 別紙）

1. 令和元年10月25日付け通知について

不登校児童生徒への支援に対する文部科学省の基本的な考え方について、「不登校児童生徒への支援の在り方について」（令和元年10月25日付け文部科学省初等中等教育局長通知）においては、「不登校児童生徒への支援は、「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す必要があること。」としているが、同通知はこの点のみを述べているものではないため、改めて同通知の基本的な考え方を周知する。

同通知では、不登校児童生徒への支援の視点として、「不登校児童生徒への支援は、「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す必要があること。」と述べるとともに、「また、児童生徒によっては、不登校の時期が休養や自分を見つめ直す等の積極的な意味を持つことがある一方で、学業の遅れや進路選択上の不利益や社会的自立へのリスクが存在することに留意すること。」としている。

加えて、学校教育の意義・役割として、「特に義務教育段階の学校は、各個人の有する能力を伸ばしつつ、社会において自立的に生きる基礎を養うとともに、国家・社会の形成者として必要とされる基本的な資質を培うことを目的としており、その役割は極めて大きいことから、学校教育の一層の充実を図るための取組が重要であること。また、不登校児童生徒への支援については児童生徒が不登校となった要因を的確に把握し、学校関係者や家庭、必要に応じて関係機関が情報共有し、組織的・計画的な、個々の児童生徒に応じたきめ細やかな支援策を策定することや、社会的自立へ向けて進路の選択肢を広げる支援をすることが重要であること。さらに、既存の学校教育になじめない児童生徒については、学校としてどのように受け入れていくかを検討し、なじめない要因の解消に努める必要があること。」と記載している。

以上のように、同通知では、不登校児童生徒への支援の視点として、

- ・ 不登校児童生徒への支援は、「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す必要があること、
- ・ 不登校の時期が休養等の積極的な意味を持つことがある一方で、学業の遅れや進路選択上の不利益等が存在することに留意すること、

等を示しつつ、その前提となる学校教育の意義・役割として、

- ・ 学校教育の役割は極めて大きく、学校教育の一層の充実を図るための取組が重要であること、
- ・ 既存の学校教育になじめない児童生徒については、学校としてどのように受け入れていくかを検討し、なじめない要因の解消に努める必要があること、

等を示しているものである。

2. 学校教育の意義及び在り方について

以上を踏まえ、学校及びその設置者においては、誰もが安心して学べる魅力ある学校づくりに取り組んでいただきたい。

その際には、児童生徒の学校生活のうち多くの時間を占め、学校における教育活動の中心となる授業を魅力あるものにしていくことが重要であり、例えば以下のような取組を実施いただきたい。

- ・ 児童生徒一人一人の学習進度や興味・関心等に応じて、ICTを一層活用しながら、教材や学ぶ方法等を選択できるような環境を整え、きめ細かな学習指導を行うなど、児童生徒の特性に合った柔軟な学びの実現に向けた授業改善を行うこと
- ・ 入学直後や学級・ホームルーム替えの時期をはじめ、年間を通じて、日々の授業や特別活動、朝の会・帰りの会等の教育活動全体の中で、他の児童生徒や教職員との人間関係の形成に資する活動を十分な時間をかけて丁寧に行うこと

加えて、

- ・ 児童生徒の教職員への信頼感や学校生活への安心感等の学校の風土や雰囲気について、各種ツールも用いてその把握に努め、関係者が共通認識を持ってその改善に取り組むこと
- ・ いじめや校内暴力等の問題行動には、教育的配慮の下、毅然とした対応を徹底するとともに、犯罪行為があった場合は直ちに警察に相談・通報すること

学校という場は、多くの人たちとの関わりの中で様々な体験や経験を通して、実社会に出て役立つ生きる力を養う場であり、様々な制度や公的な支援により質の担保された教育機関である。こうした学校教育を受ける機会、周囲の児童生徒と交流や切磋琢磨する機会を得られないことにより、当該児童生徒が将来にわたって社会的自立を目指す上でリスクが存在することを踏まえ、引き続き、学校関係者には、不登校児童生徒の社会的自立のために当該児童生徒が学校において適切な指導や支援が受けられるよう尽力いただきたい。

3. 不登校の児童生徒や保護者への支援等について

不登校により学びにアクセスできない子供たちをゼロにすることを旨とした「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策（COCOLOプラン）（令和5年3月）」や「不登校・いじめ緊急対策パッケージ（令和5年10月）」、様々な学びや相談の場を作り出していくことを示した「文部科学大臣メッセージ～誰一人取り残されない学びの保障に向けて～（令和5年10月）」も踏まえ、一人一人に応じた多様な支援を行っていくことが重要である。学校及びその設置者は、教室に入れない児童生徒には校内教育支援センターを活用した学習の継続に、学校に登校できない児童生徒には教育支援センターを活用した学習支援等に取り組むとともに、児童生徒の状況により、フリースクールなどの民間施設やNPO等との連携が必要となった場合であっても、当該児童生徒の在籍校及びその設置者においては、関係機関と連携して在籍児童生徒の心身の健康状況・学習状況等を把握し、必要な支援を行うことが重要である。

あわせて、不登校児童生徒の保護者が悩みを抱えて孤立せず、適切な情報や支援を得られるよう、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーによる保護者への相談支援の実施に加え、学校設置者等における相談窓口の設置や、保護者が必要とする情報を整理し提供することが求められること。また、学校と地域・関係機関の連携・協働や平素からの保護者間の関係づくりを促すため、コミュニティ・スクールの仕組みや家庭教育支援チーム等を活用していただきたい。

こうした取組を支援する観点からも、引き続き、文部科学省としては、教師を取り巻く環境整備を進めるため、学校における働き方改革の更なる加速化、教師の処遇改善、指導・運営体制の充実、教師の育成支援を一体的に推進することとしている。

不登校対策COCOLOプラン関連事業

令和6年度予算額（案）
（前年度予算額）

89億円
86億円



文部科学省

※内数を除く

令和5年度補正予算額 51億円

- ・不登校児童生徒は10年連続増加（令和4年度の小・中・高等学校の不登校児童生徒数：約36万人）しており、憂慮すべき状況。
- ・90日以上の不登校であるにもかかわらず、学校内外の専門機関等で相談・指導等を受けていない小・中学生が5.9万人存在。
- ・令和5年3月、文部科学大臣の下、「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策（COCOLOプラン）」を発表。
- ・令和5年10月、総理大臣から不登校等の緊急対策を経済対策にも盛り込むよう指示があり「不登校・いじめ緊急対策パッケージ」をとりまとめ、COCOLOプランの取組を前倒して実施。

不登校の児童生徒全ての
学びの場を確保し、
学びたいと思った時に学べる
環境を整えます。



学びの多様化学校（※）の設置促進 2億円（1億円） ※令和5年8月に名称変更

- ・学びの多様化学校の設置準備（補助上限約500万円）
- ・令和6年度に指定される学びの多様化学校の設置後の運営支援（補助上限額約400万円）【新規】
- ・SC・SSWの配置充実（自治体の配置の工夫により、最大週40時間の配置も可能）
- ・不登校児童生徒個々の実情に対応するために必要な支援に係る教職員配置（義務教育費国庫負担金）
（学びの多様化学校に対する教職員の優先配置等）
- ・学びの多様化学校の教育活動の充実に関する調査研究
- ・廃校や余裕教室等の既存施設を改修して活用する場合の支援メニューの創設（令和9年度まで）【新規】683億円の内数

校内教育支援センター（スペシャルサポートルーム）の設置促進 29億円

- ・校内教育支援センター（SSR）の設置促進【新規】（★）
- ・学習指導員等の配置充実【拡充】 P億円の内数（36億円の内数）

教育支援センターのオンライン体制・アウトリーチ機能の強化 5億円

- ・教育支援センターのICT環境の整備【新規】（★）
- ・教育支援センターの総合的拠点機能形成に係る調査研究【新規】（★）

多様な学びの場、居場所を確保等

- ・関係機関との連携を支援するコーディネーター等の配置
- ・不登校児童生徒支援協議会等の設置及び教職員研修会等の実施
- ・夜間中学の設置準備・運営支援及び教育活動の充実
- ・高等学校における教育の質確保・多様性への対応に関する調査研究 0.7億円の内数(0.8億円の内数)
- ・各学校・課程・学科の垣根を超える高等学校改革推進事業【新規】1.2億円の内数
- ・不登校・いじめ対策等の効果的な活用の推進【新規】1億円(★)



1

心の小さなSOSを見逃さず、
「チーム学校」で支援します。



1人1台端末を活用した心や体調の変化の早期発見を推進 10億円

- ・1人1台端末等を活用した「心の健康観察」の全国の学校での導入推進（全都道府県・指定都市等）【新規】（★）

「チーム学校」による早期支援を推進 84億円（82億円）+7億円

- ・SC・SSWの配置及び重点配置校数の拡充
- ・SC・SSWによる緊急相談支援（★）

一人で悩みを抱え込まないよう保護者を支援

- ・SC・SSWの配置（再掲）、保護者学習会等の実施を支援



2

学校の風土の「見える化」を通して、
学校を「みんなが安心して学べる」
場所にします。

学校で過ごす時間の中で最も長い「授業」を改善（子供たちの特性に合った柔軟な学びを実現）

- ・校内教育支援センターの設置促進（★）及び学習指導員等の配置充実（再掲）

快適で温かみのある学校としての環境整備

- ・公立小・中学校等の施設整備を行う自治体に対し、その一部を支援 683億円の内数（687億円の内数）（★）



（★）については令和5年度補正予算において措置

（担当：初等中等教育局児童生徒課）

不登校児童生徒等を対象とする特別の教育課程の編成(学びの多様化学校)について

特区「不登校児童生徒等を対象とした学校設置に係る教育課程弾力化事業」の閣議決定(平成16年12月10日)に基づき、平成17年学校教育法施行規則の改正により全国化した。

なお、「経済財政運営と改革の基本方針2023」(令和5年6月16日閣議決定)においても、「**不登校特例校や学校内外の教育支援センターの全国的な設置促進・機能強化**」を明記

不登校児童生徒の実態に配慮した特別の教育課程を編成して教育を実施する必要があると認められる場合、特定の学校において教育課程の基準によらずに特別の教育課程を編成することができる。

具体的な仕組の概要

- 相当の期間小学校、中学校、高等学校を欠席していると認められる児童生徒、高等学校を退学し、その後高等学校に入学していないと認められる者又は高等学校の入学資格を有するが、高等学校に入学していないと認められる者を対象として、その実態に配慮した特別の教育課程を編成して教育を実施する必要がある場合。

※学校教育法施行規則

第56条(小学校)、第79条(中学校)、第86条(高等学校)、第108条(中等教育学校)

- 特別の教育課程を編成することを希望する学校を設置する地方自治体の教育委員会、国立大学法人、学校法人が文部科学大臣に申請書を提出。



文部科学大臣は、申請内容を審査し、学校教育法等の観点から支障がないと認められるときは当該学校を指定。

(参考) 令和5年4月現在、開校している学校は全国で24校(うち、分教室型の学びの多様化学校は9校)

- ・八王子市立高尾山学園小学部・中学部(平成16年4月～)
- ・京都市立洛風中学校(平成16年10月～)
- ・星槎中学校(平成17年4月～)
- ・鹿児島城西高等学校 普通科(ドリームコース)(平成18年4月～)
- ・東京シューレ葛飾中学校(平成19年4月～)
- ・京都市立洛友中学校(平成19年4月～)
- ・日本放送協会学園高等学校(平成20年4月～)
- ・星槎名古屋中学校(平成24年4月～)
- ・星槎もみじ中学校(平成26年4月～)
- ・西濃学園中学校(平成29年4月～)
- ・調布市立第七中学校はしうち教室(平成30年4月～)【分教室型】
- ・東京シューレ江戸川小学校(令和2年4月～)

- ・岐阜市立草潤中学校(令和3年4月～)
- ・福生市立福生第一中学校(令和2年4月～)【分教室型】
- ・星槎高等学校(令和2年4月～)
- ・大田区立御園中学校(令和3年4月～)【分教室型】
- ・宮城県富谷市立富谷中学校(令和4年4月～)【分教室型】
- ・大和市立引地台中学校(令和4年4月～)【分教室型】
- ・三豊市立高瀬中学校(令和4年4月～)【分教室型】
- ・世田谷区立世田谷中学校(令和4年4月～)【分教室型】
- ・白石市立白石南小学校・白石市立白石南中学校(令和5年4月～)
- ・大和郡山市立郡山北小学校 分教室「ASU」(令和5年4月～)【分教室型】
- ・大和郡山市立郡山中学校 分教室「ASU」(令和5年4月～)【分教室型】
- ・ろりぽっぴ学園小学校(令和5年4月～)

※「不登校特例校」については、令和5年8月31日に「学びの多様化学校」に改称。

学びの多様化学校の特色と教育上の効果について

※不登校特例校の設置に向けて【手引き】
(令和2年1月)より抜粋

不登校児童生徒の実態に配慮した特別の教育課程を編成して教育を実施する必要があると認められる場合、特定の学校において教育課程の基準によらずに特別の教育課程を編成することができる。

各校の特色ある教育課程

- 年間の総授業時間数の低減 ⇒ **750時間程度**
- 体験型学習として**校外学習を年4回以上**実施
- **朝の時間や放課後のゆとり**を考え、午前2時間・午後2時間を基本とし、授業時数を770時間に設定
- 本校ならではの特色のある教科・時間として、**音楽・美術・技術・家庭を統合した「創作工房」、道徳及び特別活動の時間を統合した「コミュニケーションタイム」等を新設**
- コミュニケーション能力の向上を図るため、道徳（35時間）を**ソーシャルスキルトレーニング**の授業として実施
- 理科や社会を中心に、問題解決学習を中心とした**合科的指導やフィールドワーク、体験学習、ボランティア活動**を実施
- **習熟度別クラスの編成、学年の枠を越えたクラス編成**を行い指導を実施
- **一人一人に応じた学習のレベル、学習量、学習のスピード**で実施
- 体験的学習時間を多く確保するため、**総合的な学習の時間を85時間（1年）～105時間（2・3年）に増加**

教育上の効果

- 市内で不登校になっている児童生徒を受け入れることで、**基礎学力の定着と社会性の育成を行い、上級学校への進学など多くの子供たちの不登校を改善できている**。特に学習意欲があるが、学校に通えない子供には大きな改善や効果がある教育活動を実施できていると考える。
- 生徒は各々の発達のペースに合わせた課題設定がなされ、それらの**スモールステップに対する取組みが評価されること**によって**自己肯定感が高まった**。それまで諦めがちであったことにも意欲的に挑戦する姿勢が多くなった。このことは高等学校またその先の進路設定にも好影響を与え、それぞれ自分に合った自立の道を得ている。
- 生徒の表情の変化は同時に保護者に対しても反映し、**不安や悩みでうつむいていたものが、意欲的に学習するように変化している**。不登校児童生徒への家庭の応援体制が整うことは、当然生徒にも良い影響を与えている。
- 様々な理由で不登校となり、本来校へ復帰できず**行き場のない生徒の学習の場、居場所として有効**である。特に定員を少数としていることもあり、**集団での活動は苦手だが、個別又は小集団での活動なら適応できる生徒が学校に通えている**。

※「不登校特例校」については、令和5年8月31日に「学びの多様化学校」に改称。

3

児童虐待



文部科学省

児童相談所における虐待相談対応件数とその推移

○令和4年度中に、全国232か所の児童相談所が児童虐待相談として対応した件数は
219,170件(速報値)で、過去最多。

※ 対前年度比+5.5%(11,510件の増加)(令和3年度:対前年度比+1.3%(2,616件の増加))

※ 相談対応件数とは、令和4年度中に児童相談所が相談を受け、援助方針会議の結果により指導や措置等を行った件数。

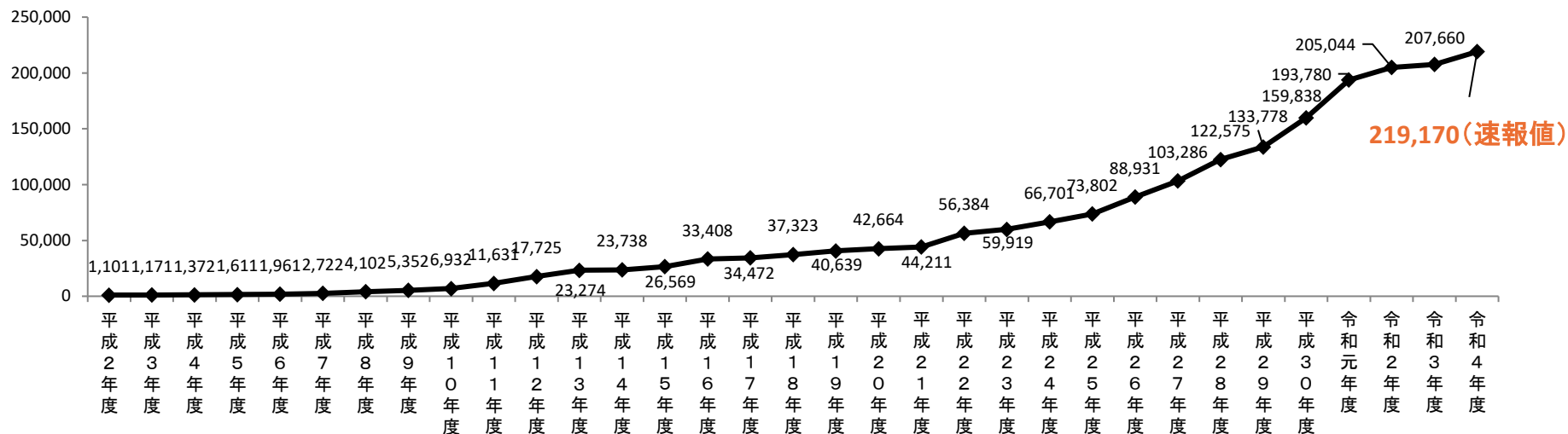
【主な傾向】

・心理的虐待に係る相談対応件数の増加(令和3年度:124,724件→令和4年度:129,484件(+4,760件))

・警察等からの通告の増加(令和3年度:103,104件→令和4年度:112,965(+9,861件))

〈令和3年度と比して児童虐待相談対応件数が増加した自治体への聞き取り〉

・関係機関の児童虐待防止に対する意識や感度が高まり、関係機関からの通告が増えている。



(注) 平成22年度の件数は、東日本大震災の影響により、福島県を除いて集計した数値。

年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度(速報値)
件数	59,919	66,701	73,802	88,931	103,286	122,575	133,778	159,838	193,780	205,044	207,660	219,170
対前年度比	+6.3%	+11.3%	+10.6%	+20.5%	+16.1%	+18.7%	+9.1%	+19.5%	+21.2%	+5.8%	+1.3%	+5.5%

児童相談所における虐待相談の経路別件数の推移

○ 児童相談所に寄せられた虐待相談の相談経路は、警察等が最も多く、次いで近隣・知人、家族・親戚、学校からが多い。

	家族 親戚	近隣 知人	児童 本人	都道府県 指定都市・中核市			市町村		児童福祉施設		保健所・医療機関		警察等	児童 委員	学校等			その他	総 数
				児童 相談所	福祉 事務所	保健 センター	福祉 事務所	保健 センター	保育所	児童福 祉施設	保健所	医療 機関			幼稚園	学校	教育 委員会		
23年度	8,949 (14.9%)	12,813 (21.4%)	741 (1.2%)	3,621 (6.0%)	1,282 (2.1%)	340 (0.6%)	5,160 (8.6%)	366 (0.6%)	882 (1.5%)	634 (1.1%)	202 (0.3%)	2,310 (3.9%)	11,142 (18.6%)	220 (0.4%)	213 (0.4%)	5,536 (9.2%)	313 (0.5%)	5,195 (8.7%)	59,919 (100.0%)
24年度	8,664 (13.0%)	13,739 (20.6%)	773 (1.2%)	4,165 (6.2%)	1,220 (1.8%)	424 (0.6%)	5,339 (8.0%)	375 (0.6%)	909 (1.4%)	689 (1.0%)	221 (0.3%)	2,653 (4.0%)	16,003 (24.0%)	233 (0.3%)	211 (0.3%)	5,730 (8.6%)	303 (0.5%)	5,050 (7.6%)	66,701 (100.0%)
25年度	8,947 (12.1%)	13,866 (18.8%)	816 (1.1%)	4,835 (6.6%)	1,195 (1.6%)	375 (0.5%)	5,423 (7.3%)	292 (0.4%)	881 (1.2%)	799 (1.1%)	179 (0.2%)	2,525 (3.4%)	21,223 (28.8%)	225 (0.3%)	213 (0.3%)	6,006 (8.1%)	279 (0.4%)	5,723 (7.8%)	73,802 (100.0%)
26年度	9,802 (11.0%)	15,636 (17.6%)	849 (1.0%)	5,806 (6.5%)	1,448 (1.6%)	482 (0.5%)	5,625 (6.3%)	353 (0.4%)	906 (1.0%)	808 (0.9%)	155 (0.2%)	2,965 (3.3%)	29,172 (32.8%)	225 (0.3%)	259 (0.3%)	6,719 (7.6%)	278 (0.3%)	7,443 (8.4%)	88,931 (100.0%)
27年度	10,936 (10.6%)	17,415 (16.9%)	930 (0.9%)	6,372 (6.2%)	1,428 (1.4%)	429 (0.4%)	5,708 (5.5%)	339 (0.3%)	1,047 (1.0%)	678 (0.7%)	192 (0.2%)	3,078 (3.0%)	38,524 (37.3%)	179 (0.2%)	288 (0.3%)	7,546 (7.3%)	349 (0.3%)	7,848 (7.6%)	103,286 (100.0%)
28年度	11,535 (9.4%)	17,428 (14.2%)	1,108 (0.9%)	6,747 (5.5%)	1,499 (1.2%)	428 (0.3%)	6,174 (5.0%)	306 (0.2%)	947 (0.8%)	825 (0.7%)	203 (0.2%)	3,109 (2.5%)	54,812 (44.7%)	157 (0.1%)	248 (0.2%)	8,264 (6.7%)	338 (0.3%)	8,447 (6.9%)	122,575 (100.0%)
29年度	11,835 (8.8%)	16,982 (12.7%)	1,118 (0.8%)	6,328 (4.7%)	1,332 (1.0%)	457 (0.3%)	6,294 (4.7%)	273 (0.2%)	1,047 (0.8%)	999 (0.7%)	168 (0.1%)	3,199 (2.4%)	66,055 (49.4%)	131 (0.1%)	333 (0.2%)	8,605 (6.4%)	343 (0.3%)	8,279 (6.2%)	133,778 (100.0%)
30年度	13,492 (8.4%)	21,449 (13.4%)	1,414 (0.9%)	7,460 (4.7%)	1,345 (0.8%)	428 (0.3%)	6,986 (4.4%)	348 (0.2%)	1,397 (0.9%)	1,042 (0.7%)	216 (0.1%)	3,542 (2.2%)	79,138 (49.5%)	168 (0.1%)	406 (0.3%)	10,649 (6.7%)	394 (0.2%)	9,964 (6.2%)	159,838 (100.0%)
元年度	15,799 (8.2%)	25,285 (13.0%)	1,663 (0.9%)	9,313 (4.8%)	1,552 (0.8%)	467 (0.2%)	8,890 (4.6%)	396 (0.2%)	1,616 (0.8%)	1,255 (0.6%)	232 (0.1%)	3,675 (1.9%)	96,473 (49.8%)	148 (0.1%)	525 (0.3%)	13,856 (7.2%)	447 (0.2%)	12,188 (6.3%)	193,780 (100.0%)
2年度	16,765 (8.2%)	27,641 (13.5%)	2,115 (1.0%)	9,947 (4.9%)	1,466 (0.7%)	705 (0.3%)	8,265 (4.0%)	405 (0.2%)	1,607 (0.8%)	1,346 (0.7%)	233 (0.1%)	3,427 (1.7%)	103,625 (50.5%)	150 (0.1%)	479 (0.2%)	13,644 (6.7%)	553 (0.3%)	12,671 (6.2%)	205,044 (100.0%)
3年度	17,345 (8.4%)	28,075 (13.5%)	2,529 (1.2%)	9,584 (4.6%)	1,611 (0.8%)	808 (0.4%)	9,071 (4.4%)	309 (0.1%)	1,663 (0.8%)	1,183 (0.6%)	226 (0.1%)	3,608 (1.7%)	103,104 (49.7%)	135 (0.1%)	524 (0.3%)	13,972 (6.7%)	448 (0.2%)	13,465 (6.5%)	207,660 (100.0%)
4年度	18,436 (8.4%)	24,174 (11.0%)	2,822 (1.3%)	9,564 (4.4%)	1,741 (0.8%)	910 (0.4%)	10,081 (4.6%)	298 (0.1%)	1,845 (0.8%)	1,317 (0.6%)	202 (0.1%)	3,986 (1.8%)	112,965 (51.5%)	79 (0.0%)	552 (0.3%)	14,987 (6.8%)	496 (0.2%)	14,715 (6.7%)	219,170 (100.0%)

※ 割合は四捨五入のため、100%にならない場合がある。

学校等における児童虐待への対応

関係機関との連携強化(虐待防止法4条1項、5条2項)、学校等から児童相談所への情報提供(同法13条の4)

- ・教育委員会、児童相談所等が、必要に応じて相互の会議に出席、協力するなどして、日常的な連携の強化を図る。
- ・児童虐待防止のため、幼児児童生徒の出欠状況等の定期的な情報提供等の適切な運用に努める。

児童虐待の早期発見(虐待防止法5条1項)

学校及び教職員は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努める。

- ※幼児児童生徒の心身の状況を適切に把握すること、健康診断(身体測定、内科検診、歯科検診)は、児童虐待を早期に発見しやすい機会であることに留意

虐待を発見した場合

児童虐待の早期対応(虐待防止法6条1項)

児童虐待を受けたと思われる幼児児童生徒を発見した場合は、速やかに、市町村、児童相談所等に通告する。

- ※一般人の目から見れば主観的に児童虐待が疑われる場合は通告義務が生じる
- ※結果として通告が誤りであった場合も、基本的には刑事上・民事上の責任を問われることは想定されない

要保護児童対策地域協議会への参画(児童福祉法25条の2)

学校、教育委員会は要保護児童対策地域協議会に積極的に参画するなどして、関係機関との一層の連携・協力を図り、児童虐待の防止等に努めること。

学校等の間の情報共有について(平成27年7月31日付け文科初第335号)

幼児児童生徒の進学・転学に当たっては、法令上の進学・転学先への文書の送付はもとより、対面、電話連絡、文書等による学校間での引継ぎの実施、学校の担当者やスクールソーシャルワーカー等によるケース会議の開催等により、支援が必要な幼児児童生徒に係る学校等の間の適切な連携を進める。

児童虐待等に係る研修の実施(虐待防止法4条2項・3項)

「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き」(令和2年6月改訂)や教職員用研修教材「学校現場における虐待防止に関する研修教材」(令和2年1月)、「児童虐待防止と学校」(平成21年5月)の適切な活用などによって教職員研修の充実を図る。

児童虐待防止対策に係る学校等及びその設置者と市町村・児童相談所との連携の強化について

○ 野田市で起きた事案を踏まえて対策の強化を図るべき事項

「児童虐待防止対策に係る学校等及びその設置者と市町村・児童相談所との連携の強化について（通知）」（平成31年2月）

(1) 市町村・児童相談所が保護者に虐待を告知する際には子どもの安全を第一とするとともに、通告者保護の観点から、通告元（児童虐待に係る通告を行った者）は明かせない旨を保護者に伝えることを徹底。

(2) 学校等及びその設置者においては、保護者から情報元（虐待を認知するに至った端緒や経緯）に関する開示の求めがあった場合は、情報元を保護者に伝えないこととするとともに、児童相談所等と連携しながら対応。

市町村・児童相談所においては、子どもの安全が確保されない限り、子どもからの虐待の申し出等の情報元を保護者に伝えない。

保護者との関係等を重視しすぎることで、子供の安全確保が疎かになり、重大な事態に至ってしまう事例が生じていることに十分留意。

(※) 学校等：幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校、高等課程を置く専修学校、保育所、地域型保育事業所、認定こども園、認可外保育施設及び障害児通所支援事業所

(3) 保護者から、学校等に対して威圧的な要求や暴力の行使等が予想される場合には、複数の教職員等で対応するとともに、即座に設置者に連絡した上で組織的に対応。設置者は速やかに児童相談所・警察等の関係機関や弁護士等の専門家と情報共有することとし、関係機関が連携して対応。

(4) 学校等は保護者等から要保護児童等が学校等を欠席する旨の連絡があるなど、欠席の理由の説明を受けている場合であっても、その理由の如何にかかわらず、休業日を除き引き続き7日以上欠席した場合には、定期的な情報提供の期日を待つことなく、速やかに市町村又は児童相談所に情報提供する。

※不登校等による欠席であって学校等が定期的な家庭訪問等により本人に面会でき、状況の把握を行っている場合や、入院による欠席であって学校等が医療機関等からの情報等により状況の把握を行っている場合を除く。

(5) 研修の充実に努めるほか、学校長等の管理職に対しても、児童虐待に関する具体的な事例を想定することなどによる実践的な研修に取り組むこと。

「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き」の概要

○ 「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」の更なる徹底・強化について（平成31年2月8日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議）、「児童虐待防止対策の抜本的強化について」（平成31年3月19日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議）を踏まえ、学校・教育委員会等が児童虐待の対応に留意すべき事項をまとめたマニュアルを作成。

【基礎編】

1. 虐待とは
2. 虐待が及ぼす子供への影響
3. 学校、教職員等の役割、責務
 - ・虐待の早期発見、早期対応や、関係機関（児童相談所、市町村（虐待対応担当窓口）、警察）との速やかな連携、通告元の情報不開示など、学校や教職員が求められる具体的な役割を解説
 - ・関係機関である児童相談所、市町村、警察の役割を解説
4. 教育委員会等設置者の役割：教育委員会等設置者が行うべき体制強化や研修等の充実

【対応編 1 日頃の観察から通告まで】

1. 通告までの流れ
 - ・発生予防としての幼児児童生徒への相談窓口周知や保護者への啓発
 - ・子供や保護者から聞き取りをする場合の留意事項
 - ・教職員による日頃からの観察、DV問題家庭への留意、虐待による外傷の具体的解説、関係機関への報告様式等を提示
 - ・教員個人ではなく学校組織としての早期の対応や関係機関との連携など、チームとしての対応の必要性を解説
2. 通告の判断に当って：学校は守秘義務違反や刑事上の責任を気にしてためらうことなく通告することが重要
3. 通告の仕方
 - ・市町村、児童相談所、警察への通告等の判断、通告等の方法と教育委員会等への連絡
 - ※性的虐待について、その特徴や心身の健康への影響、対応方法を解説

【対応編 2 通告後の対応】

1. 通告後の対応
 - ・通告後48時間以内の児童相談所の「安全確認」や「情報収集」に対する協力
 - ・一時保護所に保護された子供の通学・通園の留意点、一時保護解除後の留意点、長期欠席状況の把握、施設入所時の連携等
2. 要保護児童等への対応
 - ・要保護児童対策地域協議会への参画や進行管理台帳に登録された子供の出欠状況等の情報提供
 - ・7以上欠席した場合には速やかに関係機関に情報提供

【対応編 3 子供・保護者との関わり方、転校・進学時の対応】

1. 虐待を受けた子供への関わり：虐待を受けた子供への心のケアとして、学校で安心して過ごせるような配慮のポイント
2. 保護者への対応
 - ・保護者の要求や相談に対し、学校はチームで対応する。「親権」を理由にした威圧的、拒絶的な態度に対しても毅然とした対応が重要。
 - 学校は組織的な対応や教育委員会への連絡、関係機関との連携による対応を行う。
 - ・子供を就学させないといった事態にも就学義務違反対応として教育委員会との連携を行う。
 - ・学校、教育委員会等は、保護者から虐待認知の端緒や経緯の開示請求があっても漏らしてはならない。
 - 個人情報保護条例等に基づく請求であっても、子供の生命を守る上での支障とならないかなど慎重に検討する。
3. 転校・進学時の学校間の情報の引継ぎ：転居の情報は関係機関と共有し、学校間の確実な引継ぎを行う。

児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律の公布について(通知)(抜粋)

(令和元年7月19日付け元文科初第461号)

1. 改正法の内容について

(1) 親権者等による体罰の禁止 (令和2年4月1日施行)

① 児童の親権を行う者は、児童のしつけに際して、体罰を加えることその他民法(明治29年法律第89号)第820条の規定による監護及び教育に必要な範囲を超える行為により当該児童を懲戒してはならないこと。

(児童虐待の防止等に関する法律(平成12年法律第82号。以下「虐待防止法」という。)第14条第1項関係)

② 児童相談所長、児童福祉施設の長、その住居において養育を行う児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第8項に規定する厚生労働省令で定める者(小規模住居型児童養育事業における養育者)及び里親は、監護、教育及び懲戒に関し必要な措置をとることができる児童に対し、体罰を加えることはできないこと。(児童福祉法第33条の2第2項及び第47条第3項関係)

(2) 連携強化すべき関係機関の明確化 (令和2年4月1日施行)

国及び地方公共団体による児童虐待の防止等のために必要な体制の整備に関し、強化を図るべき関係機関間の連携の例示として、関係地方公共団体相互間並びに市町村、児童相談所、福祉事務所、配偶者暴力相談支援センター、学校及び医療機関の間の連携を明記すること。
(虐待防止法第4条第1項関係)

(3) 児童虐待の早期発見の努力義務の対象者の明確化 (令和2年4月1日施行)

児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならない団体に都道府県警察、婦人相談所、教育委員会及び配偶者暴力相談支援センターが含まれること、並びに児童虐待の早期発見に努めなければならない者に警察官及び婦人相談員が含まれることを明確化すること。
(虐待防止法第5条第1項関係)

(4) 児童の福祉に職務上関係のある者の守秘義務 (令和2年4月1日施行)

① 学校の教職員、児童福祉施設の職員等児童の福祉に職務上関係のある者は、正当な理由がなく、その職務に関して知り得た児童虐待を受けたと思われる児童に関する秘密を漏らしてはならないこと。(虐待防止法第5条第3項関係)

② ①の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、虐待防止法第5条第2項の規定による国及び地方公共団体の施策に協力するように努める義務の遵守を妨げるものと解釈してはならないこと。
(虐待防止法第5条第4項関係)

(5) 要保護児童対策地域協議会からの情報提供等の求めへの応答の努力義務 (令和2年4月1日施行)

関係機関等は、児童福祉法第25条の3第1項の規定に基づき、要保護児童対策地域協議会から資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力の求めがあった場合には、これに応ずるよう努めなければならないこと。(児童福祉法第25条の3第2項関係)

宗教の信仰等に関する児童虐待等への対応に関するQ&Aについて（厚生労働省作成）（抜粋）

（令和4年12月28日付け元文科初第29号）

- 令和4年12月28日に発出した「宗教の信仰等に関する児童虐待等への対応に関するQ&A」について（通知）に基づき、いわゆる「宗教2世」の方々からの相談を含め、宗教に関する相談に対して、児童相談所等の虐待対応の現場において適切に対応することができるよう、厚生労働省において、本Q&Aを作成いただきましたので、**本Q&Aの内容が適切に周知されるよう、研修等において積極的に活用するなど、適切な対応をお願いいたします。**

（抜粋参考）

【虐待の定義、虐待事例について】

（①基本的な考え方）

問1-1 児童虐待に当たるか否かという点において、宗教関係であることをもって、その他の事案と取扱いが異なることとなる部分はあるのか。

（答）

背景に保護者等による宗教等（靈感その他の合理的に実証することが困難な方法により個人の不安をあおるものを含む。）の信仰があったとしても、保護者が児童虐待防止法第2条各号に規定する虐待の定義に該当するものを行った場合には、他の理由による虐待事案と同様、児童の安全を確保するため、一時保護等の措置を含めた対応を講じる必要がある。

児童相談所や市町村においては、児童の権利条約第14条において、児童の思想、良心及び信教の自由について児童の権利を尊重すべきことが定められていることや、児童の場合には必ずしも自由意思の下で宗教等を信仰しているとは限らないこと等も踏まえ、宗教等の信仰に関する事案についても、児童虐待に該当する行為が疑われる場合には迅速に対応することが求められる。（略）

（③心理的虐待）

問3-1 宗教活動や伝道活動への参加強制や人生選択の強制、激しい言葉での叱責や霊感的な言葉を用いての脅し等により幼少期からの継続的な恐怖の刷り込み等は児童虐待に当たるか。また、児童を宗教活動に参加させることを目的として、あるいは、児童が参加に消極的であるといったことを原因・きっかけとして、無視する行為、常に拒絶的・差別的な態度をとることについてはどうか。

（答）

「～をしなければ/すれば地獄に落ちる」、「滅ぼされる」などの言葉や恐怖をあおる映像・資料を用いて児童を脅すこと、恐怖の刷り込みを行うこと、児童を無視する・嫌がらせをする等拒否的な態度を継続的に示すことで、宗教活動等への参加を強制することや進路や就労先等に関する児童本人の自由な決定を阻害すること（保護者の同意が必要な書類への署名や緊急連絡先の記入の拒否等を含む。）は、いずれも心理的虐待又はネグレクトに該当する。

宗教の信仰等に関する児童虐待等への対応に関するQ&Aについて（厚生労働省作成）（抜粋）

（令和4年12月28日付け元文科初第29号）

- 令和4年12月28日に発出した「宗教の信仰等に関する児童虐待等への対応に関するQ&A」について（通知）に基づき、いわゆる「宗教2世」の方々からの相談を含め、宗教に関する相談に対して、児童相談所等の虐待対応の現場において適切に対応することができるよう、厚生労働省において、本Q&Aを作成いただきましたので、**本Q&Aの内容が適切に周知されるよう、研修等において積極的に活用するなど、適切な対応をお願いいたします。**

（抜粋参考）

【虐待の定義、虐待事例について】

（④ネグレクト）

問4-1 個別の法令に違反する等社会的相当性を著しく逸脱する行動を教義とし、そうした行動を信者に対して実質的に強制する宗教等に児童を入信（実態として信者として扱われている場合を含む。）させるような行為は、児童虐待に当たるか。

（答）

問3-1（答）に記載のとおり、児童に対して宗教等行為を強制することは心理的虐待に該当するほか、児童に対して社会的相当性を著しく逸脱する行動をとるよう直接又は第三者を介して唆す者があることを認識しながら、そうした宗教に入信させる行為を含め、行動を防止する行動を保護者がとらないことについてはネグレクトに該当する。なお、宗教の信仰等に関する事案においては、保護者が認識していない場合も想定されることから、そうした場合においては、問6-1（答）に記載の内容に留意しつつ、指導等を行うとともに、必要な場合には一時保護を含めて対応を検討すべきである。

問4-2 宗教等の信仰活動等を通じた金銭の使い込み（寄附、寄進等の呼称の如何を問わない。）により家庭生活に大きな支障が生じ、養育環境の観点から適切な住環境、衣類、食事等が提供されていない場合や、児童の小学・中学・高校・大学への登校や進学等の教育機会の提供に支障が生じているような場合については、児童虐待に当たるか。

（答）

宗教等の信仰活動等を通じた金銭の使い込みの結果家庭生活に支障が生じる場合も含め、児童に対し、養育環境の観点から適切な住環境、衣類、食事等を提供しない行為はネグレクトに該当する。

同様の行為により、義務教育である小学校・中学校への就学、登校、進学を困難とさせることもネグレクトに該当する。

高等学校への就学・進学に関しても、児童本人が就学・進学を希望しており、合理的な理由なく信仰する宗教等の教義を理由として就学・進学を認めない行為は、児童の自立を損ねその心情を傷つける行為としてネグレクト又は心理的虐待に該当する。（後略）

問4-6 信仰する宗教の教え・決まり等を理由として、児童が様々な学校行事等に参加することを制限するような行為については児童虐待に当たるか。

（答）

児童本人が学校行事等に参加することを希望しているにもかかわらず、児童に対する適切な養育の確保や教育機会の確保等を考慮せず参加を制限する行為は、宗教の信仰等を理由とするものであっても、心理的虐待又はネグレクトに該当する。

問4-8 児童の進学や就職のタイミングの際に、宗教の教義等を理由として、児童本人の希望や選択を顧みることなく宗教上の教義等の理由により、進路を強制することは児童虐待に当たるか。

（答）

宗教上の教義等を理由とし、「～をしなければ/すれば地獄に落ちる」などの言葉を用いて児童を脅したり、児童を無視する等拒否的な態度を継続的に示したりすること、保護者の同意が必要な書類への署名や緊急連絡先の記入の拒否等により、児童の進学や就職を実質的に制限するような行為は心理的虐待に該当する。

宗教の信仰等に関する児童虐待等への対応に関するQ&Aについて（厚生労働省作成）（抜粋）

（令和4年12月28日付け元文科初第29号）

- 令和4年12月28日に発出した「宗教の信仰等に関する児童虐待等への対応に関するQ&A」について（通知）に基づき、いわゆる「宗教2世」の方々からの相談を含め、宗教に関する相談に対して、児童相談所等の虐待対応の現場において適切に対応することができるよう、厚生労働省において、本Q&Aを作成いただきましたので、**本Q&Aの内容が適切に周知されるよう、研修等において積極的に活用するなど、適切な対応をお願いいたします。**

（抜粋参考）

【児童虐待対応や自立支援に当たっての留意事項】

問6-1 宗教に関する児童虐待事案に対応するに当たり、児童への対応や保護者への説明なども含め、特に注意しておくべき事項としてはどのようなものがあるのか。宗教等

関係の事案であることについて、通告・発見時点で把握できている場合とそうでない場合とで、異なる部分はあるのか。

（答）

宗教等に関する児童虐待を受けている可能性のある児童については、保護者から宗教等の教義に基づく考えや価値観の影響を強く受けている場合があるため、自らの置かれている状況を問題として認識し訴えることが難しい場合がある。置かれている状況を客観的にアセスメントし、児童虐待があると疑われる場合には、児童本人や保護者に対して、児童虐待の定義に基づいて説明、指導を行うことが必要である。

ただし、宗教等の教義に基づく児童への親の行為や考えについて指導によっても改善することが困難である場合も想定され、また、指導等を行ったことを契機として、保護者による児童虐待行為がエスカレートすることや、宗教団体等から家庭に対する働きかけが強まること等も懸念されることから、児童の安全の確保を最優先とし、必要な場合には躊躇なく一時保護等の対応を取ることが必要である。

また、これらの対応を検討するに当たっては、問6-5（答）に記載する専門機関等の助言も得つつ行うことが重要である。

問6-4 宗教の信仰等を背景として保護者から児童の心身に対して行われる行為について、一つひとつの行為による児童への影響が軽微である場合には、仮に児童の養育環境や福祉の観点から不相当であっても、児童虐待に該当する余地はないのか。

（答）

宗教の信仰等に関する事案であるか否かにかかわらず、個別事例が児童虐待に該当するかどうかという点を判断するに当たっては、子どもの状況、保護者の状況、生活環境等の状況から総合的に判断すべきである。このため、一つひとつの行為が軽微である場合にも、児童虐待に該当する場合もあることに十分に留意し、児童に対して及ぼす影響を総合的に考慮して判断する必要がある。

問6-5 宗教等を背景とする児童虐待を経験した者に対し、想定される公的な支援策としてはどのような事業等があるのか。

（答）

【高校生等への修学支援】

国内に住所を有し、一定の基準を満たす場合は、高等学校等の授業料や授業料以外の教育費の支援を受けることができる。

授業料の支援（高等学校等就学支援金）は、世帯所得が一定額未満である場合、入学後に学校で手続を行うと、国から各都道府県等を通じて学校に授業料が支援される（学校が代理受領する）仕組みとなっている。

また、教科書費、教材費など、授業料以外の教育費の支援（高校生等奨学給付金）は、生活保護世帯、住民税所得割非課税世帯であれば、奨学金の支給（返還不要）を受けることができる。（後略）

【学校における教育相談】

宗教に関する悩みや不安を含め、学校において、スクールカウンセラーによる児童生徒・保護者に対する心のケアや、スクールソーシャルワーカーによる必要な機関への仲介を実施。

また、通話料無料の24時間子供 SOS ダイアル（※）によって、電話で相談する児童生徒への支援を行っている。

（※）24時間子供 SOS ダイアル：0120-0-78310

4

自殺予防



文部科学省

児童生徒の自殺対策の推進について

令和6年度予算額（案）

84.1億円

（前年度予算額

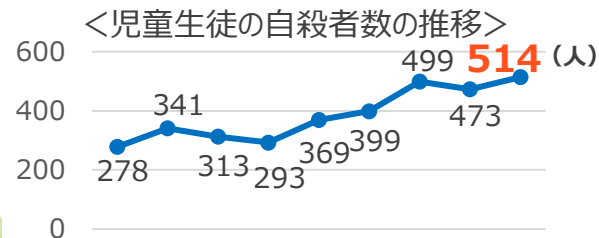
82.5億円の内数）

令和5年度補正予算額

17億円

現状・課題

- 児童生徒の自殺者数は近年増加傾向にあり、令和4年には514名と過去最多を更新しており、児童生徒の自殺対策の強化は、喫緊の課題。
- 令和5年6月に政府において取りまとめた「こどもの自殺対策緊急強化プラン」に基づき、1人1台端末等を活用した「心の健康観察」による自殺リスク等の早期把握やSOSの出し方に関する教育を含む自殺予防教育の充実、SC・SSWの配置充実・SNS相談体制の整備等教育相談体制の充実を図る。



H21年 「教師が知っておきたい子どもの自殺予防」作成

H22年 「子どもの自殺が起きたときの緊急対応の手引き」作成

H26年 「子供に伝えたい自殺予防ー学校における自殺予防教育導入の手引きー」作成

「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針」改訂

H30年 自殺総合対策大綱の改定等を踏まえて「SOSの出し方に関する教育」等の推進に係る通知を发出

R03年 児童生徒向け自殺予防の啓発動画作成公表／「児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議」審議まとめを公表

※例年、長期休業前後には、大臣メッセージ发出・自殺予防に係る広報・普及啓発活動等を実施



出典：厚生労働省「自殺の統計：各年の状況」

（児童生徒向け自殺予防啓発動画）

これまでの主な取組

自殺予防に資する教育や普及啓発

- **自殺予防教育のモデル構築・啓発資料の作成** 【R6予算案：10百万円(新規)】
 - ・自殺予防教育の発達段階に応じた指導資料、コンテンツ等を検討・作成し、全国へ周知
- **「児童生徒の自殺予防に関する普及啓発協議会」の開催**（教育委員会担当者、学校の管理職等への研修会、全国10ブロックで開催）

自殺リスクの早期発見早期対応

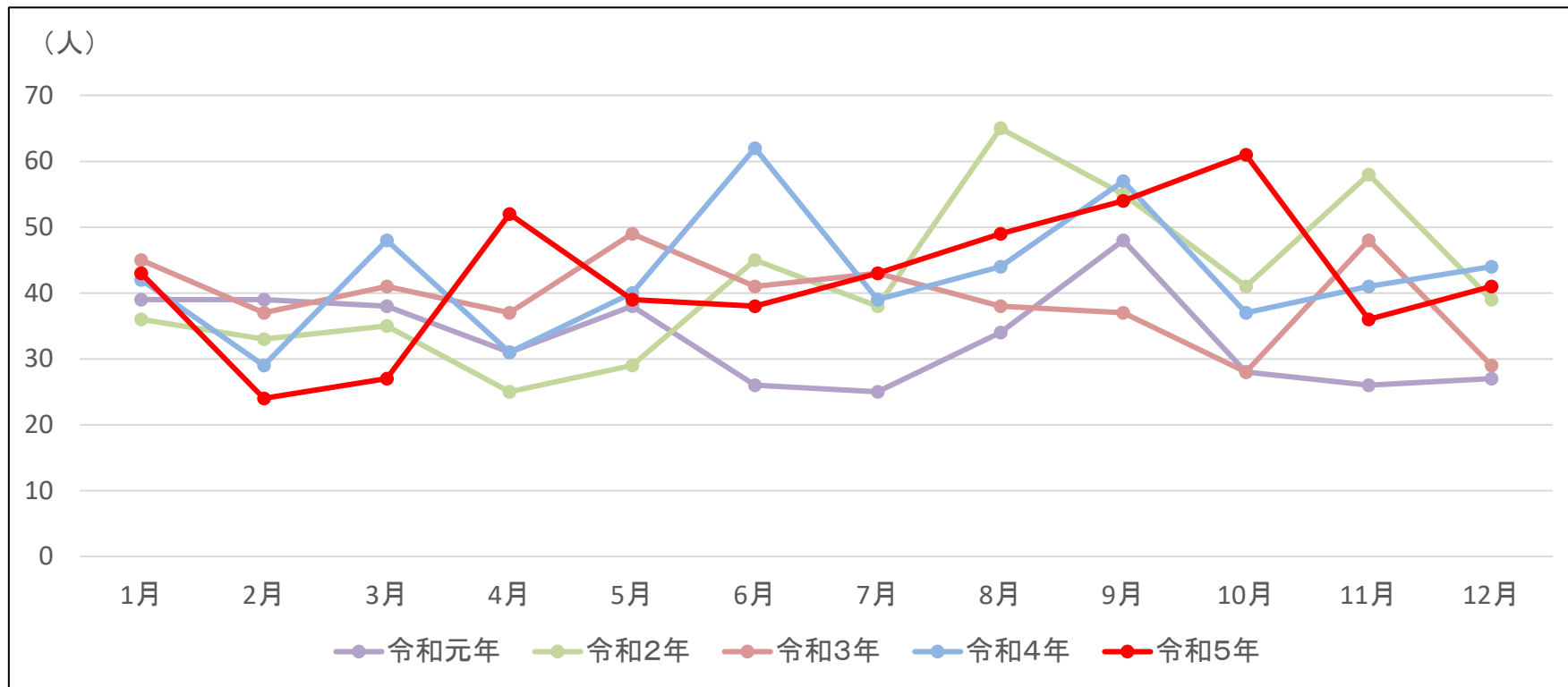
- **スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置充実** 【R6予算案：84億円（82億円）】※R5補正予算：7億円
 - ・SC・SSWの配置及び重点配置校数の拡充、より課題を抱える学校の配置時間を拡充（自殺予防教育実施の支援を含む）
- **1人1台端末等を活用した「心の健康観察」の全国の学校での導入推進** 【R5補正予算：10億円(新規)】
 - ・1人1台端末を活用して、児童生徒の心や体調の変化を把握し、SOSや自殺リスク等の早期把握につなげる「心の健康観察」の導入推進
- **SNS等を活用した教育相談体制の整備推進** 【R6予算案：61億円の内数(59億円の内数)】

事後対応

- **「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針」等に基づく対応の徹底** ※非予算
- **詳細調査報告書等の収集、こどもの自殺の要因について政府全体での多角的な分析への活用** ※非予算

今後の取組の方向性

児童生徒の月別自殺者数[推移]



	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計
令和元年	39	39	38	31	38	26	25	34	48	28	26	27	399
令和2年	36	33	35	25	29	45	38	65	55	41	58	39	499
令和3年	45	37	41	37	49	41	43	38	37	28	48	29	473
令和4年	42	29	48	31	40	62	39	44	57	37	41	44	514
令和5年	43	24	27	52	39	38	43	49	54	61	36	41	507

(出典)「自殺の統計:地域における自殺の基礎資料」(暫定値)及び「自殺の統計:各年の状況」(確定値)を基に作成。

児童生徒の自殺予防に向けた困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における 対処の仕方を身に付ける等のための教育の推進について(通知)

(平成30年1月23日付け29初児生第38号、社援総発0123第1号)

1 背景

- ✓ 近年、自殺者全体の総数は減少傾向にあるが、自殺した児童生徒数は高止まりの状況
 - ✓ SNSを利用し、自殺願望を投稿するなどした高校生等を誘い出し、殺害した事件の発生(座間市における事件)
 - ✓ 「死ぬこと」や「自殺」を明示的に取り上げる自殺予防教育に関し、十分な取組が行われているとは言い難い状況
- ⇒ 新たな自殺総合対策大綱に定められた「**SOSの出し方に関する教育**」(※)の推進が重要。
平成30年1月23日、同教育の推進を求める通知を文部科学省・厚生労働省の連名で発出。

(※)自殺対策基本法第17条第3項に定める「困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育」を言う。

2 通知の概要

以下に掲げる留意事項及び各学校や地域の実情を踏まえつつ、各教科等の授業等の一環として、**SOSの出し方に関する教育を少なくとも年1回実施**するなど積極的に推進すること。

1. 実施に当たっては、**保健師、社会福祉士、民生委員等を活用**することも有効であること。

【保健師等を活用するメリット】

- ① 児童生徒に対して**自らが必要に応じて相談相手になり得ることを直接伝えることができる**(「いざとなれば私のところに相談に来て」と言える)
- ② 保護者も含めた**世帯単位での支援が可能**になる
- ③ 学校と地域の専門家との間での**協力・連携関係の構築**につながる

2. 実施の際には、「24時間子供SOSダイヤル」や「チャイルドライン」などの**相談窓口の周知を行うことが望ましい**こと。
3. 児童生徒の発達段階に応じた内容とすることが重要であることを踏まえ、各学校の実情に合わせて**教材や授業方法を工夫**することが考えられること。
4. **SOSの出し方のみならず**、心の危機に陥った友人の感情を受け止めて、考えや行動を理解しようとする姿勢などの**傾聴の仕方(SOSの受け止め方)についても教える**ことが望ましいこと。
5. 同教育は、厚生労働省の「**地域自殺対策強化事業実施要綱**」の「普及啓発事業」や「若年層対策事業」に該当するとともに、「**地域特性重点特化事業**」(補助率10/10)にも該当し得るため、**積極的に本事業を活用**するよう周知されたいこと。

児童生徒の自殺予防に向けた困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育の教材例について

(平成30年8月31日付け文部科学省児童生徒課、厚生労働省自殺対策推進室事務連絡)

1 背景

- ✓ 平成30年1月、SOSの出し方に関する教育についての留意事項を示し、各教科等の授業の一環として、少なくとも年1回実施することなど積極的な推進を依頼する通知を発出。
- ✓ SOSの出し方に関する更なる教育の一層の推進に資するため、上記の留意事項に加え、**各学校でSOSの出し方に関する教育を行う上で参考となる教材例を周知。**

2 通知の概要

以下の教材例を参考に、各学校において、SOSの出し方に関する教育の一層の推進に努めていただくこと。

(1) 東京都教育委員会作成教材

- 子供が、現在起きている危機的状況又は今後起こり得る危機的状況に対応するために、適切な援助希求行動(身近にいる信頼できる大人にSOSを出す)ができるようにすること、及び身近にいる大人がそれを受け止め、支援ができるようにすることを目的に、**各学校がSOSの出し方に関する教育を推進するための教材(学習指導案、ワークシート、スライドデータ等)**を作成。

(2) 東京都作成教材

- 子供自身が悩みに対処する方法を知り、困ったときに、大人や専門機関に相談できるようになること、また、周囲の人の気付きや変化に気づき、適切な行動(大人へのつなぎ)が取れるようになることをねらいとして、**小学校6年生及び中学校1年生向けの小冊子**を作成(教職員向け解説書も併せて周知)。

(3) 北海道教育委員会作成教材

- 北海道教育委員会において、平成29年度いじめ対策・不登校支援等推進事業により、自殺予防教育を進める際の参考となるよう、「**援助希求的態度の育成**」、「**早期の問題認識(心の健康)**」、「**ストレス対処スキルの育成**」に関する**プログラム(指導案やワークシート等)**を作成。

SOSの出し方に関する教育の教材例について

(児童生徒の自殺予防に向けた困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育の教材例について(平成30年8月31日付け事務連絡)より)



SOSの出し方に関する教育では、手探りばかりでは、おたよりを届けよう、身近な人がいる、受け止めることも、大切にしていきます。

SOSの出し方に関する教育を推進するための指導資料

活用ガイド

平成30年2月 東京都教育委員会

【東京都教育委員会作成】 「SOSの出し方に関する教育」を推進するための 指導資料

【東京都作成】

- ・「もやもやしたら…相談してみようよ！」
(小学6年生向け)
- ・「一人でなやんでいるあなたへ SOSを出して
いいんだよ！」(中学1年生向け)



児童生徒の自殺を予防 するためのプログラム

本プログラムでは、発達段階に応じて、
○ 学習意欲が、集中力低下の傾向に現れた
とき、担任が子どもと話し合い、その
原因を探り、適切な対応を指導する
○ 学習意欲が、つらいと感じる場合は、
担任が子どもと話し合い、その原因を
探り、適切な対応を指導する
など、具体的な対応方法を、
実践事例やワークシート等
を掲載しています。

平成30年3月
北海道教育委員会

【北海道教育委員会作成】 児童生徒の自殺を予防するためのプログラム

文部科学省がこれまでに作成・配布した手引



平成26年7月
子供に伝えたい自殺予防
—学校における自殺予防教育導入の手引—

平成22年3月
子どもの自殺が起きたときの緊急対応の手引き



平成21年3月
教師が知っておきたい子どもの自殺予防

児童生徒の自殺予防に係る取組について(通知)

(令和5年7月10日付け5初児生第4号)

通知の概要

18歳以下の自殺は、長期休業明けの時期に増加する傾向があること、特に令和4年中における児童生徒の自殺者数は514人と過去最多となり、大変憂慮すべき状況にあることを踏まえ、以下に掲げる取組を、学校が保護者、地域住民、関係機関等と連携の上、長期休業の開始前から長期休業明けの時期にかけて実施することを周知。

(1) 学校における早期発見に向けた取組

- 各学校において、長期休業の開始前から1人1台端末等も活用しつつ、アンケート調査、教育相談等を実施し、悩みや困難を抱える児童生徒の早期発見に努めること。学校が把握した悩みや困難を抱える児童生徒やいじめを受けた又は不登校となっている児童生徒等については、長期休業期間中においても、全校(学年)登校日、部活動等の機会を捉え、又は保護者への連絡、家庭訪問等により、継続的に様子を確認すること。
- 児童生徒に自殺を企図する兆候がみられた場合には、保護者、医療機関等と連携しながら組織的に対応すること。
- 夏休み中にSCのカウンセリングやSSWによるスクリーニングを新たに行った場合には、追加配置が可能な場合もあり、相談いただきたいこと。
- 「SOSの出し方に関する教育」を含めた自殺予防教育、「心の健康の保持に係る教育」を実施するなどにより、児童生徒自身が心の危機に気づき、身近な信頼できる大人に相談できる力を培うとともに、児童生徒が安心してSOSを出すことのできる環境を整備すること。
- 「24時間子供SOSダイヤル」を始めとする電話相談窓口や、SNS等を活用した相談窓口の周知を長期休業の開始前において積極的に行うこと。

(2) 保護者に対する家庭における見守りの促進

- 保護者に対して、長期休業期間中の家庭における児童生徒の見守りを行うよう促すこと。保護者が把握した児童生徒の悩みや変化については、積極的に学校に相談するよう、学校の相談窓口や、「24時間子供SOSダイヤル」を始めとする相談窓口を周知しておくこと。

(3) 学校内外における集中的な見守り活動

- 長期休業明けの前後において、学校として、保護者、地域住民の参画や、関係機関等と連携の上、学校内外における児童生徒への見守り活動を強化すること。

(4) ネットパトロールの強化

- 教育委員会等が実施するネットパトロールについて、長期休業明けの前後において、平常時よりも実施頻度を上げるなどしてネットパトロールを集中的に実施すること。

その他

- 1人1台端末等を活用して、無償・有償で利用できる健康観察・教育相談システムを整理するとともに、Google フォーム又はMicrosoft Formsを活用して同様のアンケートフォームを作成するためのマニュアルを新たに作成し、今般の通知において周知。

ICTを活用して心や体調の変化を行っている教育委員会等が活用しているアプリ等について

- 令和5年7月10日付け「児童生徒の自殺予防に係る取組について（通知）」において、既に、ICTを活用して心や体調の変化を行っているとした教育委員会等が実際にどのようなアプリ等を活用しているか国において把握し、一覧化して周知を行った。
- また、Googleフォーム又はMicrosoft Formsにより、無償のアプリでアンケートフォームの作成等を行う場合のマニュアルを文部科学省において作成し、あわせて周知した。

<導入済の教育委員会等で採用されているアプリ等一覧>

無償のアプリ	システム名	機能
Google	Googleフォーム	・健康観察 & 相談窓口
Google	Looker Studio 【Google】Looker Studio in a minute - YouTube	・データの可視化
Microsoft	Microsoft Forms	・健康観察 & 相談窓口
Microsoft	Reflect	・健康観察

民間事業者等が提供する有償のアプリ等

一般社団法人 RAMPS 	公益社団法人 子どもの発達科学研究所 	スタンドバイ株式会社 	株式会社 ミライト・ワン・システムズ 
株式会社 リーバー 	株式会社 EDUCOM 	株式会社 LoiLo 	株式会社 Welcome to talk 

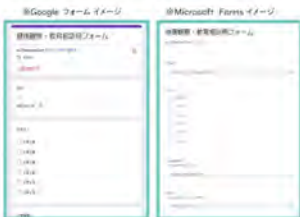
<アンケートフォーム作成マニュアル>

- 本マニュアルでは、Google フォーム™、MicrosoftFormsを用いて、質問項目を設定する方法や、GAS（Google Apps Script）やEXCELマクロの起動方法について解説を行っている。
- 各フォームの作成方法の詳細や実際の取組事例については、次頁以降に掲載。

健康観察・教育相談アンケート作成マニュアル

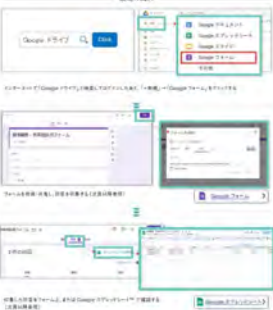
本マニュアルでは、Google フォーム™、Microsoft Formsを用いて、下記の質問項目を設定する方法を解説いたします。

<質問項目>
1. 日付 2.アラス 3.出席番号 4.名前 5.体調 6.心の状態(心の天気) 7.教育相談の希望 8.相談相手の指定 9.自由記述欄



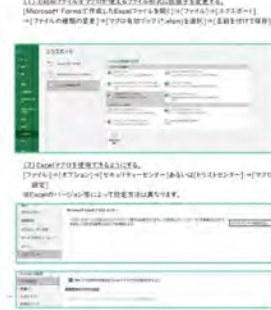
児童生徒に健康観察・教育相談のアンケートを行う

Google フォームで Web アンケートを作成・共有することで、児童生徒や教育関係者からアンケートが送信されます。



マクロ起動方法について

Microsoft Formsで作成した回答Excelで、マクロを起動させる方法を解説します。



児童生徒の自殺予防のための広報・啓発活動について

- 学校の長期休業明けに自殺者数は増加傾向にあること等を踏まえ、児童生徒や学生等に向けた自殺予防に係る文部科学大臣のメッセージを文部科学省HP・SNSに掲載するとともに、相談窓口を周知。
- あわせて、文部科学省ホームページを一部改修し、相談窓口を見やすく整理。

< 大臣メッセージ >

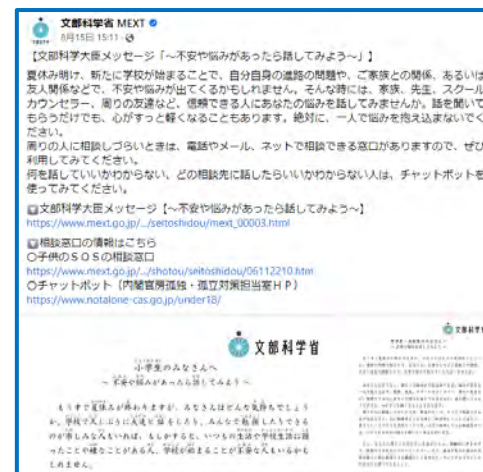


< SNSによる相談窓口の発信 >

< Twitter >



< Facebook >



< YouTube >



< 子供のSOSダイヤル等の相談窓口 >

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/06112210.htm

（文部科学省ホームページ）※令和3年12月17日に改修



児童生徒が抱える悩みや困難の早期発見等のためのツールの例について

- 児童生徒の自殺予防等のためには、学校現場において自殺等に繋がり得る様々な困難（いじめや不登校等生徒指導上の諸課題との関連も指摘される背景や要因といった困難）を総合的かつ的確に察知することが重要である。
- 学校生活の中で児童生徒のおかれた状況を丁寧に把握し、適切な支援につなぐ手法の例として、以下のようなツールがあるため、学校現場の状況に合わせ、児童生徒の様々な困難の早期発見等のための手法の一つとして参考とされたい。



「スクリーニング活用ガイド」

児童虐待、いじめ、貧困の問題など表面化しにくい問題の早期発見、早期対応のため、習慣的に行うことで、教員にとっては児童生徒理解が深まり、抱え込みの解消、チーム力の向上につながる「スクリーニング」の活用ガイド。

※「スクリーニング活用ガイド」ホームページ(文部科学省):

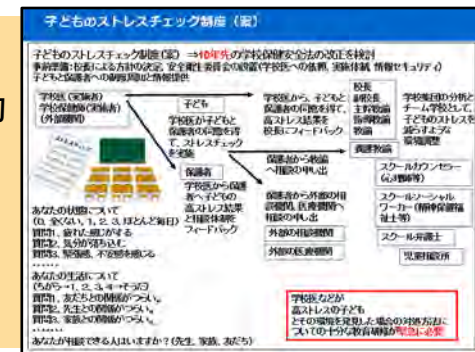
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1302910.htm

「子どものストレスチェック」

メンタル不調の未然防止の一次予防の強化を目的とし、子どものストレス(心理的負担)の程度を把握する制度。各学校の集団ごとに集計、分析、フィードバックを行い、学校の環境を改善する。本人および保護者の申し出により医師(養護教諭、スクールカウンセラー)による面接指導につなげる。

※「子どものストレスチェック」ホームページ:

<https://www.m.chiba-u.ac.jp/class/rccmd/StressCheck/>



「RAMPS」

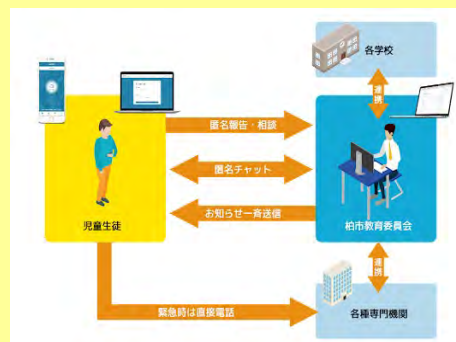
自殺リスクや精神不調の見過ごしを防ぎ、保護者や医療機関への説明など、その後の必要な支援に役立てることを目的に開発された心身状態評価と支援促進システム。

※「RAMPS」ホームページ: <https://ramps.co.jp/>

1人1台端末を活用したいじめ・自殺等対策の取組事例について

◆ アプリを活用したいじめの相談・報告(千葉県柏市教育委員会)

- **アプリ「STOPit」を活用**し、自分がいじめを受けている、もしくは友達がいじめを受けているのを目撃した場合に、**教育委員会等の相談員とチャットで相談・報告**できる。
※柏市教育委員会の相談体制は、指導主事、学校心理士の計6名でチームを編成し、1つ1つの相談に対して複数で対応するようにしている。
- **相談員は相談・報告内容を学校に連絡し、学校の教師やスクール・カウンセラーが関係者に聞き取りを行い、当該生徒の支援や学校全体でのいじめ対策を行う。**



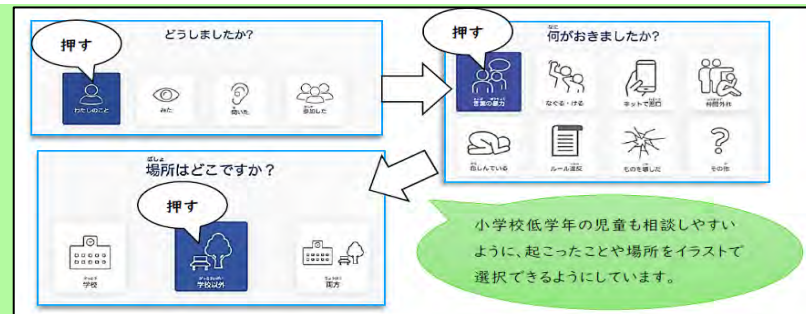
◆ メッセージ・Web会議システムによる相談(熊本市教育委員会)

- **1人1台端末に標準装備されているアプリ(ロイノート)のメッセージ機能**を利用して、児童生徒が担任等の教員に相談できるようにしている事例や、Web会議システム(Zoom)を活用し、**1人1台端末を通じて、担任等の教員やスクールカウンセラーによるオンラインカウンセリング**を行っている事例もある。



◆ SOSの発信(大阪府吹田市教育委員会)

- **いじめ防止相談ツール「マモレポ」**を活用し、低学年でも児童生徒が学校や市教育委員会に対して、**1人1台端末からSOS(いじめ等で困っていること)を発信**。
- 学校や市教育委員会は、相談内容に応じて対応を検討し、児童生徒とのやりとりや見守り等を実施。



(参考)相談用アプリを教育委員会の職員が作成した事例(静岡県掛川市教育委員会)

- 小・中学校に通う児童生徒から、いじめなどの悩みを1人1台端末で相談できる取組として、Google formを活用し、**「こころの相談ノート」というアプリを教育委員会の職員が作成**し、学校へ導入し、児童生徒の相談に対応している。
※**導入費用は無料**。学校から帰宅後や不登校児童生徒からの相談にも対応している。



24時間子供SOSダイヤルについて

誰か
が
いた
い
る

今
、
—
—
—
—

nosizuka46



学校でのいじめに悩んだら、心配な友達がいいたら、
いつでも話を聞くとよ

通話料無料になりました

24時間子供SOSダイヤル ☎ **0120-0-78310** なやみいおう

各教育委員会等によって運営されている、全国共通のダイヤルです。

以下の相談ダイヤルも開設しております。状況に応じて活用してください。

児童虐待かもと思ったら
☎ **189**番
(児童相談所全国共通ダイヤル)

子どもの人権110番
☎ **0120-007-110**
(通話料無料、法務局職員または
人権擁護委員による相談窓口)

各都道府県警本部に
よる少年相談窓口
(右のQRコードから近くの
窓口を調べられます)



内閣府 警察庁 法務省 文部科学省 厚生労働省

電話番号

(なやみいおう)

0120-0-78310

概要

子供たちが**全国どこからでも夜間・休日を含めて24時間**いじめ等の悩みを相談することができるよう、**全国统一ダイヤル**を設置。

統一ダイヤルに電話をすれば、原則として**電話をかけた所在地の教育委員会の相談機関に接続**される。

経緯

平成19年2月～ 全都道府県及び指定都市教育委員会
で実施開始

平成28年4月～ **通話料無料化**

財政措置

相談員の人件費：国で1/3負担
地方自治体で2/3負担

通話料：国で全額負担

※平成28年4月の通話料無料化及び番号変更に伴い、本ポスターを全国の学校等に配布

5

校則



文部科学省

校則について①

1 校則の性質

- ✓ 校則は、学校が教育目的を実現していく過程において、児童生徒が遵守すべき学習上、生活上の規律として定められるものである。
- ✓ 校則について定める法令の規定は特にないが、判例では、学校が教育目的を達成するために必要かつ合理的範囲において校則を制定し、児童生徒の行動などに一定の制限を課することができ、校則を制定する権限は、学校運営の責任者である校長にあるとされている。
- ✓ 判例によると、社会通念上合理的と認められる範囲で、校長は、校則などにより児童生徒を規律する包括的な権能を持つと解されており、校則の内容については、学校の専門的、技術的な判断が尊重され、幅広い裁量が認められるとされている。

2 校則の内容と運用

(1) 校則の主な内容

- ✓ 校則には、学業時刻や児童会・生徒会活動などに関する規則だけでなく、服装、頭髪、校内外の生活に関する事項など、様々なものが含まれている。校則の内容は、社会通念に照らして合理的とみられる範囲内で、学校や地域の実態に応じて適切に定められることとなるので、学校種や児童生徒の実情、地域の状況、校風など、学校がその特色を生かし、創意工夫ある定め方ができる。
- ✓ ただし、しつけや道徳、健康などに関する事項で、細かいところまで規制するような内容は、校則とするのではなく、学校の教育目標として位置付けた取組とすることや、児童生徒の主体的な取組に任せることで足りると考えられる。

【校則の例】

- 通学、欠席や早退等の手続き、欠席・欠課の扱い、考査に関するもの（登下校の時間、自転車・オートバイの使用等）
- 校内外の生活に関するもの（授業時間、給食、環境美化、あいさつ、交通安全、校外での遊び、アルバイト等）
- 服装、髪型、所持品に関するもの（制服や体操着の着用、パーマ・脱色、化粧、不要物、金銭等）

校則について②

2 校則の内容と運用(続き)

(2) 校則の運用

- ✓ 校則に基づき指導を行う場合は、一人一人の児童生徒に応じて適切な指導を行うとともに、児童生徒の内面的な自覚を促し、校則を自分のものとしてとらえ、自主的に守るように指導を行っていくことが重要。教員がいたずらに規則にとらわれて、規則を守らせることのみでの指導になっていないか注意を払う必要がある。
- ✓ 校則に違反した児童生徒に懲戒等の措置をとる場合があるが、その際には、問題の背景など児童生徒の個々の事情にも十分に留意し、当該措置が単なる制裁的な処分にとどまることなく、その後の指導の在り方も含めて、児童生徒の内省を促し、主体的・自律的に行動することができるようにするなど、教育的効果を持つものとなるよう配慮しなければならない。
- ✓ 校則の指導が真に効果を上げるためには、その内容や必要性について児童生徒・保護者との間に共通理解を持つようにすることが重要。そのため、校則は、入学時までなどに、あらかじめ児童生徒・保護者に周知しておく必要がある。その際には、校則に反する行為があった場合に、どのような対応を行うのか、その基準と併せて周知することも重要。
- ✓ **普段から学校内外の関係者が参照できるよう、校則を学校のHP等に公開したり、児童生徒がそれぞれのきまりの意義を理解し、主体的に校則を遵守するようになるために、制定した背景等について示しておくことが適切。**

(3) 校則の見直し

- ✓ 学校を取り巻く社会環境や児童生徒の状況は変化するため、校則の内容は、児童生徒の実情、保護者の考え方、地域の状況、社会の常識、時代の進展などを踏まえたものになっているか、絶えず積極的に見直さなければならない。
- ✓ 校則の内容の見直しは、最終的には教育に責任を負う校長の権限であるが、見直しの際には、児童生徒が話し合う機会を設けたり、P T Aにアンケートをしたりするなど、児童生徒や保護者が何らかの形で参加する例もある。
- ✓ **校則を見直したりする場合にどのような手続きを踏むことになるのか、その過程について示すことが望ましい。**
- ✓ **校則を見直す際に児童生徒が主体的に参加し意見表明することは、学校のルールを無批判に受け入れるのではなく、自身がその根拠や影響を考え、身近な課題を自ら解決するといった教育的意義を有する。**

校則の見直し等に関する取組事例について①

(教育委員会)

東京都教育委員会

※「都道府県・指定都市等生徒指導担当者連絡会議」(令和4年6月)で教育委員会等に聞き取り

- 令和3年4月に学校に対して校則の見直しに係る通知を発出し、各学校が教育活動を通じて、資質・能力を育成する過程において守るべき学習や生活上の決まりである校則等に対する生徒の理解を深め、自分たちのものとして守っていく意識や姿勢を身につけることができるよう、教職員や生徒、保護者等が話し合うなど自己点検の実施を促した。
- 見直しの観点とは、①生徒の人権を保障したものであるか、②校則の内容が社会通念上合理的と認められる範囲か、③生徒が基本的な生活習慣の確立や社会的に自立するために必要かつ最小限の規定であり、学校として責任をもって指導できる範囲か、④社会人として必要となる規範意識の醸成のために必要な内容か、⑤学校の実情、生徒の意見、保護者の意識、社会の状況、時代の進展等を踏まえたものかというもの。
- 自己点検の結果、①生来の髪の色染め、②ツーブロックの禁止、③自宅謹慎を行う指導、④下着の色の指定、⑤高校生らしい等あいまいで誤解を招く指導の5項目が廃止された。

滋賀県教育委員会

- 文部科学省からの校則の見直しに関する事務連絡(令和3年6月)を受け、通知を学校と市町教育委員会あてに発出し、学校や地域の実態に応じて、校則の見直し等を促すとともに、学校に対し、生徒指導に係る校則等の内容や見直しの状況の調査を行った。さらに、同年10月には、生徒指導に係る校則を今年度内に各校のホームページに公開し、児童生徒や保護者へ広く周知するよう促した。
- 令和4年1月には、プライバシー等の人権に対する配慮や社会通念上の妥当性に欠けるものはないかという観点で、生徒や保護者等の意見も聞きながら見直しを行うよう依頼した。また、原則として地毛登録・証明等の地毛(髪の色等)に特化した届出を廃止し、頭髪指導としての再登校指導は行わないようにすること、特に特別指導や別室登校の際には可能な限り学習や出席に配慮して生徒にとって不利にならないよう、指導・扱いの見直しを依頼した。
- 既に全日制高等学校44校全校で校則の見直しがなされており、見直し例としては、頭髪の長さやツーブロックに関する規定などがある。また、全日制高等学校全校の校則がホームページに公開されている。

校則の見直し等に関する取組事例について②

(学校)

※「都道府県・指定都市等生徒指導担当者連絡会議」(令和4年6月)で教育委員会等に聞き取り

公立小・中学校における取組事例

(千葉市の小学校)

- 各学級代表が集まる会議で「雨天時の休み時間における約束事」を見直し、雨天時のみトランプの持ち込みを認めた。また、「筆記用具の使い方」に関して話し合い、基本は鉛筆を使用するが、高学年は作図の際にシャープペンシルの使用を認めた。

(千葉市の中学校)

- 生徒会役員が新たな伝統づくりを模索している中、靴、靴下の色を変えてみたいとの要望があり、生徒総会を経て靴、靴下の色を変更前の白から、白、紺、黒、グレーも可とした。
- また、生徒発信の校則等の見直しに係る取組を実施。生徒がこんな学校にしたいと話し合い、それを受けて校則についても生徒が見直していく流れを構築した。その結果、指定の通学バッグから市販のカバンに変更した。その際に、教室のロッカーに入る大きさなど様々な条件や理由について議論し、色は黒、紺、灰を基調とするものとし、形はリュックサックとし、大きさは体に合うもので20～40Lが望ましく、通学に適する物に変更した。

(新潟市の中学校)

- 社会の変化に合わせて、生徒一人一人が判断したり、自己決定したりする力を高めることを目標に、生徒と教職員が話し合い、校則の見直しを行った。生徒会本部と規律委員会では、学校生活で自ら目標を持ち、自分で決定し、自主的に行動するためにはどのような生活のきまりがあればよいか、意見を出し合った。こうした話し合いなどを通じて、きまりから性別表記を削除し、制服は男女問わずスラックスの着用が可能となった。生徒からは、今までの校則は、言われたからやる、という印象だったが、新しい校則は自分で考え決定し行動するイメージに変わったと肯定的な反応があった。

公立高等学校における取組事例

(兵庫県の高等学校)

- 生徒会長が生徒指導部の教諭とともに校則の改定を進めた。具体的には、クラス委員の生徒が各クラスの要望をとりまとめ、生徒会としてツーブロック解禁やカバン自由化、学校でのスマホの使用拡大など12項目に集約し、学校側に提出した。「ピアス解禁」などの要望は、「学校に必要ない」として生徒会が却下した。学校側は教職員で話し合い、カバンの自由化とツーブロックの許可、校舎内での防寒着の着用許可の3点の変更を決め、生徒会側へ返答した。他にも細かく規定されていた制服は自由な選択での着こなしが可能になった。こうした見直しの中で、生徒にとって、校則は「自分らの意見を聞かれないまま、決められたことを疑問に思いながら守っていた」存在であったが、「子どもでも、大人に意見を言って変えられたことに驚いた。大人の考えたルールだけでなく、自分たちのルールになる」と生徒たちは述べ、生徒が成長し、主体的に考え、行動する力が培われている。

6

人權教育



文部科学省

人権教育について

憲法及び教育基本法の精神にのっとり、人権尊重の意識を高める教育を推進していくことは重要。

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（平成12年12月制定）【法務省と共管】

- 人権教育及び人権啓発について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにし、必要な措置を定めるもの。
 - ⇒① 学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。（第3条）
 - ② 「人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画」の策定（第7条）
 - ③ 政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策について国会に年次報告（人権白書）（第8条）

人権教育・啓発に関する基本計画（平成14年3月閣議決定）（平成23年4月一部変更）

- 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律に基づき、法務省及び文部科学省が中心となって策定。
- 人権一般の普遍的視点からの取組、各人権課題に対する取組（※）、人権に関わる特定職業従事者に対する研修等、総合的かつ効果的な推進体制等について規定。
- 平成23年4月1日に、「北朝鮮当局による拉致問題等」を「各人権課題に対する取組」の項目に追加。
- 「人権の意義や重要性が知識として確実に身に付き、人権問題を直感的にとらえる感性や日常生活において人権への配慮がその態度や行動に現れるような人権感覚が十分に身に付くようにしていくことが極めて重要である。」

（※）女性、子ども（暴力行為、いじめ、不登校、虐待等）、高齢者、障害者、同和問題、アイヌの人々、外国人、HIV感染者・ハンセン病患者等、刑を終えて出所した人、犯罪被害者等、インターネットによる人権侵害、北朝鮮当局による拉致問題等、その他の人権課題（性的指向に係る問題等）を記載

性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対する きめ細かな対応等の実施について

- 文部科学省では、性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施を促進するため、平成27年に通知を発出するとともに、平成28年に教職員向け周知資料を作成・配布。

<通知の概要>

- 性同一性障害に係る児童生徒についての特有の支援
 - ・ 性同一性障害に係る児童生徒については、学校生活を送る上で特有の支援が必要な場合があることから、個別の事案に応じ、児童生徒の心情等に配慮した対応を行うこと。
 - ・ 学校における組織的な支援体制の構築、医療機関との連携、保護者との関係における配慮、教育委員会等による支援等を進めること。
 - ・ 学校生活の各場面においては、個別の児童生徒の状況等に応じて、例えば服装やトイレ等の特有の支援が必要な場合があること。
- 性同一性障害に係る児童生徒や「性的マイノリティ」とされる児童生徒に対する相談体制等の充実
 - ・ いかなる理由でもいじめや差別を許さないこと、悩みや不安を抱える児童生徒の良き理解者となることの必要性は、「性的マイノリティ」とされる児童生徒への支援にも共通。
 - ・ 情報の秘匿に留意するとともに、児童生徒が相談しやすい環境を整えるため、教職員が心ない言動を慎むこと、戸籍上の性別によく見られる服装・髪型等でない場合に一方的に否定したり揶揄したりしないこと、悩みや不安を聞く姿勢を示すことが重要。



文部科学省ホームページ
http://www.mext.go.jp/b_men/houdou/28/04/1369211.htm

「アウティング」や「カミングアウトの強要」の防止について

～カミングアウトとは本来、自分の意思で気持ちを伝えること～

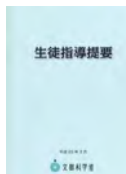
本人の意思に反して、性別の悩みや性同一性障害であることを暴露するアウティングや、本人にカミングアウトするよう強く勧めることは、当事者である子供を傷つけ、不登校やうつ、自殺などにつながる危険性があります。

児童生徒の間だけでなく、教員が関与して行われる場合もあることに注意が必要です。

「生徒指導提要」の改訂

生徒指導提要

生徒指導の実践に際し、教職員の共通理解を図り、組織的・体系的な生徒指導の取組を進めることができるよう、**生徒指導に関する基本書**として、**小学校段階から高等学校段階までの生徒指導の理論・考え方や実際の指導方法、個別課題への対応**（いじめ、不登校、暴力行為…）**等について網羅的にまとめたもの**（平成22年3月作成）。



改訂の背景

- 平成22年に**生徒指導提要**が作成されて以降、**10年以上が経過**。
 - 近年、**いじめの重大事態や暴力行為の発生件数、不登校児童生徒数、児童生徒の自殺者数が増加傾向であるなど、課題は深刻化**。また、「いじめ防止対策推進法」や「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」の成立等関連法規や組織体制の在り方など、**提要の作成時から生徒指導を巡る状況は大きく変化**。
 - 「生徒指導提要の改訂に関する協力者会議※」において生徒指導提要の改訂を検討**（右記QR）。
- ※座長：八並光俊東京理科大学教育支援機構教職教育センター教授、副座長：新井 肇 関西外国語大学外国語学部教授



12.5 「性的マイノリティ」に関する課題と対応

- 学級・HRにおいては、いかなるいじめや差別も許さない適切な生徒指導、人権教育を推進し、**悩みや不安を抱える児童生徒のよき理解者**となるよう努める。
- 自身のそうした状態を秘匿しておきたい場合があることを踏まえ、**相談しやすい環境を整えるとともに、教職員自身が理解を深めることも重要**。
- 教職員間の情報共有に当たっては、児童生徒自身が秘匿しておきたい場合があることに留意が必要。本人や保護者に十分な説明・相談や理解を得る働きかけが求められる。

【関係機関との連携】

➤ 保護者との連携

- 保護者がその子の性同一性に関する悩みや不安を受容している場合は、緊密に連携して支援を進めることが必要であり、そうでない場合でも、十分に話し合い、支援する必要。

➤ 医療機関との連携

- 医療機関による診断や助言を通じて学校が専門的知見を得るとともに、教職員や児童生徒、保護者への説明材料として活用**。
- 連携に当たっては、当事者である児童生徒や保護者の意向を踏まえることが原則だが、個人情報に関連しない範囲での助言も有効。

項目	学校における支援の事例
服装	・自認する性別の制服・衣服や、体操着の着用を認める。
髪型	・標準より長い髪形を一定の範囲で認める（戸籍上男性）。
更衣室	・保健室・多目的トイレ等の利用を認める。
トイレ	・職員トイレ・多目的トイレの利用を認める。
呼称の工夫	・校内文書（通知表を含む）を児童生徒が希望する呼称で記す。 ・自認する性別として名簿上扱う。
授業	・体育又は保健体育において別メニューを設定する。
水泳	・上半身が隠れる水着の着用を認める（戸籍上男性）。 ・補習として別日に実施、又はレポート提出で代替する。
運動部の活動	・自認する性別に係る活動への参加を認める。
修学旅行等	・1人部屋の使用を認める。入浴時間をずらす。

7

キャリア教育



文部科学省

職場体験・インターンシップについて

主な教育効果

- ・ 実地的な知識や技能の学習
- ・ 学校での学習と職業の関係の理解が深まる
- ・ 望ましい職業観・勤労観の育成
- ・ コミュニケーション能力等の向上 など

【留意点等】

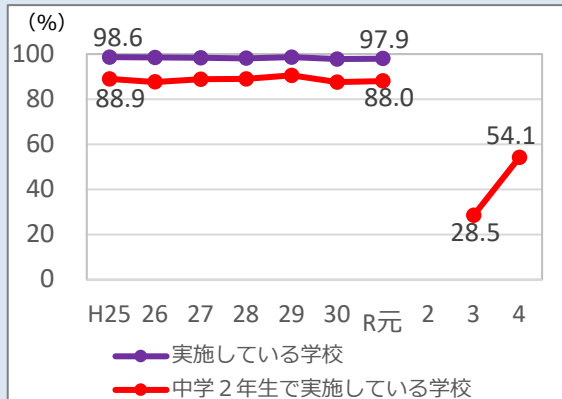
- ◆ 大学進学希望者が多い普通科の高等学校においても、例えば、大学・大学院等での学習や研究経験を必要とする職業に焦点を当て、大学等の専門機関において実施する就業体験活動（いわゆる「アカデミック・インターンシップ」）を充実するなど、それぞれの高等学校や生徒の特性を踏まえた多様な展開が期待される。
- ◆ 職場体験・インターンシップ等を行う際は、職業に対する性別役割分担意識の植え付けにつながらないように指導することが求められている。

実施状況

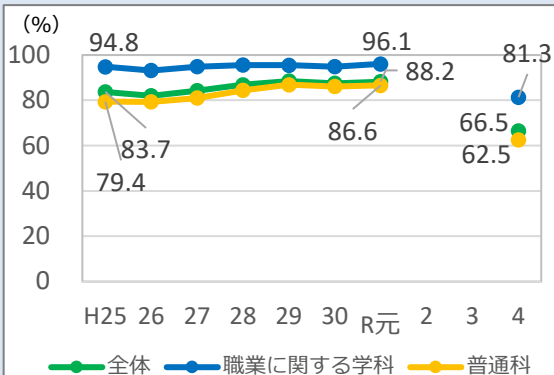
- 令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、職場体験・インターンシップの実施率が大きく低下。
- 令和4年度は、前年度より回復したものの、引き続きコロナ禍にあり実施率が戻っていない状況。

<実施している学校の割合>

公立中学校【職場体験】

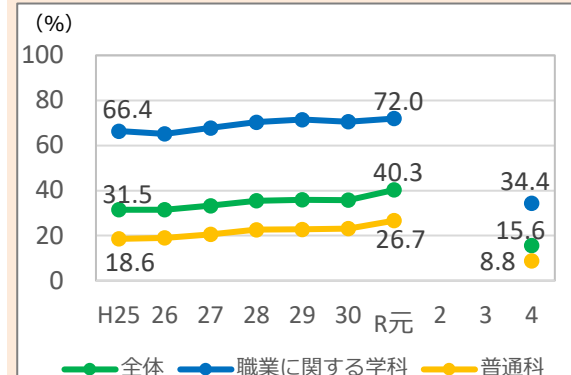


公立高等学校(全日制)【インターンシップ】



<在学中に体験した高校生の割合>

公立高等学校(全日制)【インターンシップ】



※ 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年度は調査を実施していない。

※ 中学校の職場体験については、令和元年度までは、国立教育政策研究所生徒指導・進路指導研究センターの調査結果。令和3年度からは、全国学力・学習状況調査結果。

※ 高等学校のインターンシップについては、同センターの調査結果。令和3年度は、調査内容を以下のとおり変更した。

- ・ 「全日制+定時制」の実施率は調査しているが、全日制のみの実施率は調査していない。

【参考】公立高等学校「全日制+定時制」の実施率 (R元 : 85.0% → R3 : 52.9% → R4 : 66.2%)

- ・ 学科別の実施率は調査していない。
- ・ 各都道府県所管課等で把握している範囲で回答を依頼。

※ 国立教育政策研究所生徒指導・進路指導研究センターの調査結果。

※ 令和2年度及び令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、本項目の調査を実施していない。

将来の在り方・生き方を主体的に考えられる若者を育む キャリア教育推進事業

令和6年度予算額(案) 18百万円
(前年度予算額 18百万円)



文部科学省

背景・課題

- 児童生徒一人一人の社会的・職業的自立に向け必要な基盤となる資質・能力を育成するため、体験的なキャリア教育の推進が重要。
- そのため、キャリア教育の意義の普及・啓発や、教育関係者と地域・社会、産業界等が連携・協働した取組の推進等、キャリア教育を充実していく。

◆経済財政運営と改革の基本方針2023 (R5.6.16閣議決定)
『産業界と連携したキャリア教育・職業教育の推進(略)を含め、新しい時代の学びの実現に向けた環境を整備しつつ(略)』

◆新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版 (R5.6.16閣議決定)
『小学校・中学校・高等学校の総合的学習の時間におけるキャリア教育を充実させるべく、実施方法・事例を周知する。また、これらの学校における教育課程外の取組も含め、起業家教育の充実を図る。』

事業内容

1. キャリア教育の普及・啓発

1百万円(1百万円)

◆キャリア教育推進連携シンポジウムの開催、連携表彰等の実施

キャリア教育の意義の普及・啓発と推進に資するため、学校、地域・社会及び産業界等の関係者が一堂に会したシンポジウムを、文科省・経産省・厚労省の共催で開催し、最新の情報の提供や事例の紹介を行うとともに、キャリア教育の充実・発展に向け優れた取組を実施している団体等を表彰する。

2. キャリア教育推進体制の構築

17百万円(17百万円)

◆小・中・高等学校等における起業体験推進事業

9百万円(9百万円)

小・中・高等学校等において、児童生徒のチャレンジ精神、創造性・探究心等の「起業家精神」や、情報収集・分析力、判断力、リーダーシップ、コミュニケーション力等、これからの時代に求められる「起業家的資質・能力」の育成を目指した起業体験活動を行うモデルを構築し、全国への普及を図る。

令和6年度は、新たに大学等との連携モデルを追加。

対象
校種

小学校、中学校、高等学校等

委託先

都道府県教育委員会等
8地域

委託
対象経費

講師謝金、旅費、印刷費等

◆地域を担う人材育成のためのキャリアプランニング推進事業

8百万円(8百万円)

【学校を核とした地域力強化プランの一部】

「キャリアプランニングスーパーバイザー」を都道府県等に配置し、地元企業等と連携した職場体験やインターンシップ及び地元への愛着を深めるキャリア教育の推進等を通じ、地元で就職し地域を担う人材を育成する。

対象
校種

小学校、中学校、高等学校等

実施
主体

都道府県
市区町村

補助
割合

補助率(国:1/3 県市:2/3)

補助
対象経費

諸謝金、旅費等

(担当：初等中等教育局児童生徒課)

8

修学旅行



文部科学省

修学旅行について



概要

- 修学旅行は、学習指導要領上、特別活動の中の学校行事に位置づけられ、各学校において計画・実施されているもの。

「中学校学習指導要領解説」における旅行・集団宿泊的行事（※）のねらい

※ 修学旅行、移動教室、集団宿泊、野外活動など

- ◆ 豊かな自然や文化・社会に親しむことの意義を理解するとともに、校外における集団生活の在り方、公衆道徳などについて理解し、必要な行動の仕方を身に付けるようにする。
- ◆ 日常とは異なる生活環境の中での集団生活の在り方や公衆道徳について考え、学校生活や学習活動の成果を活用するように考えることができるようにする。
- ◆ 日常とは異なる環境や集団生活において、自然や文化・社会に親しみ、新たな視点から学校生活や学習活動の意義を考えようとする態度を養う。

新型コロナウイルス感染症対策について

- 他の学校教育活動と同様に、「[学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル（2023.5.8～）](#)」を参考に実施。
- ◆ 児童生徒の健康観察や換気の確保、手洗い等の手指衛生の指導等
- ◆ 感染が流行している場合などには、
 - ・ 必要に応じて感染症対策を一時的に検討
 - ・ 当初の計画どおりの実施が難しい場合であっても、目的地や旅行日程など実施方法の適切な変更・工夫について検討するなど、[実施について特段の配慮](#)が必要。

重点支援地方交付金について

- 内閣府では、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対し、地方公共団体が地域の実情に合わせて必要な支援を実施できるよう、令和5年11月に「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」（重点支援地方交付金）を創設。
- 重点支援地方交付金の推奨事業メニューとして、[物価高騰による学校給食費等の保護者負担軽減支援](#)が位置付けられており、教材費や[校外学習等](#)を含む学用品費等に係る物価高騰の影響に対する対応に活用可能。

福島県への修学旅行等の実施について

【観光庁・復興庁からの依頼を周知】東日本大震災後の状況を踏まえた福島県への修学旅行等の実施について(H31.3.18)

「各都道府県教育委員会教育長、各都道府県知事宛 文部科学省初等中等教育局長通知」

- 福島県への修学旅行等は平成29年度に震災後最高となる約49万人泊(震災前の68.8%)を記録したものの、依然として厳しい状況(震災前(平成21年度)約70万人泊)
- 福島県では、復興に向け挑戦する「人(団体)」との出会いや「福島県のありのままの姿(光と影)」を実際に見て、聞いて、考えて、自分自身を成長させる学びの旅「ホープツーリズム」を推進
- 福島県産の食品や飲料水は、放射性物質に関する検査の徹底により、安全を確保
- 風評に惑わされることなく、現地の正確な情報に基づき、福島県への修学旅行等の教育旅行を実施していただくことが、福島県の観光振興や地域経済の再生など震災からの復興を応援するのみならず、参加する児童生徒自身の成長にもつながる



【復興庁・観光庁・文科省】全国の市町村の教育長、全国の小中高等学校長、PTA会長等が参加する会議等において、福島県への修学旅行等の実施に係る説明と要請の実施

- 「「第2期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針」(R3.3.9)」や「風評払拭・リスクコミュニケーション強化戦略(H29.12.12)」等を踏まえ、今後も引き続き、福島県への修学旅行等回復に向け、現地の正確な情報を発信

福島県の教育旅行における取組

ふくしま教育旅行の ここが違う。



福島県は、北海道、岩手県に次ぐ全国3位の面積を持ち、南から北へつらなる阿武隈高地と奥羽山脈を境に西から会津・中通り・浜通りの3エリアに分かれております。この広大なフィールドをベースとして、各エリアが異なる気候風土のもと、それぞれに魅力的な発展を続け、豊かな自然や奥深い歴史を背景に培われた伝統文化や体験学習、SDGs探究プログラム・ホープツーリズムなどを実施することが出来ます。

歴史学習

「ありたい未来」と「ありたい自分」を創造する

歴史学習の中心地は、やはりサムライシティ会津若松です。戊辰戦争から近代につながる歴史的背景をはじめ会津藩の精神から自分自身の生き方についても学び、探究できます。また、自主研修のエリアとしてもコンパクトにまとまっているのが特徴。風土が生んだ美味しいご当地グルメも大人気です。



自然体験

山、湖そして火山と自然満載のフィールド

その豊かな自然を背景とした自然体験やアクティビティコンテンツを体験でき、レンタルなどのハード面も充実していますので、人数規模に合わせてさまざまな体験が可能です。グリーンシーズンだけでなくスノーシーズンも「パウダー」という福島の良い雪を体験できるスキー学習も行うことが出来ます。



農泊・農業体験

ここでしか出会えない人との最高の経験

県内5エリアで、農泊体験、農業体験が出来ます。最大で150名の農泊、300名の農業体験を受け入れています。里山の暮らし、ここでしか出会えない人々の営みを体験し、食べることを学ぶことが出来ます。



SDGs探究プログラム

県内全域で体験できるSDGs探究プログラム

福島県では、38プログラムを作成。プログラムの特徴は、①生徒に学んでほしいことや考えてもらいたいことが伝わるよう、見学や体験を構成。②新学習指導要領に適應した、主体的・深い学びの視点が含まれた内容。③学びを深めるために「事前学習」「現地学習」「事後学習」を設定しています。



ホープツーリズム

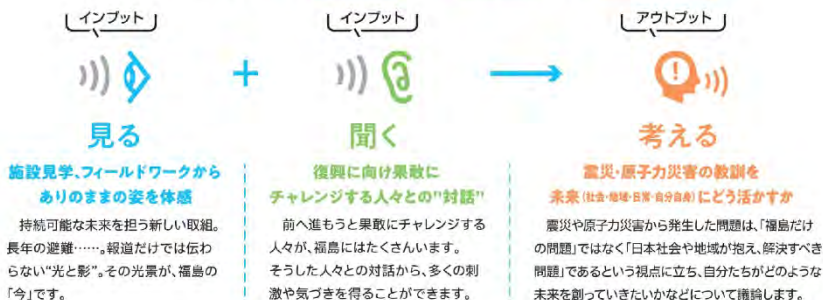
福島でしか得られない新しい学びのスタイル

ホープツーリズムは世界で唯一、地震・津波・原子力災害、そして風評被害の複合災害を経験した福島ならではの新しいスタディツアーです。「福島のありのままの姿(光と影)」復興に向け果敢にチャレンジする人々との対話、「震災の教訓からこれからの未来を探究・創造する」など「見る・聞く・考える」を重視した自分自身を成長させるスタディツアーです。 詳細については、お問い合わせください。

ホープツーリズムとは

世界で類を見ない「複合災害(地震・津波・原子力災害)」を経験した唯一の場所、福島県。ホープツーリズムは、複合災害の教訓等から、持続可能な社会・地域づくりを探究・創造する福島オンラインワンの新しいスタディツアーです。

3つの特徴「見る」「聞く」「考える」



フィールドパートナー(FP)が多角的な視点でアテンド

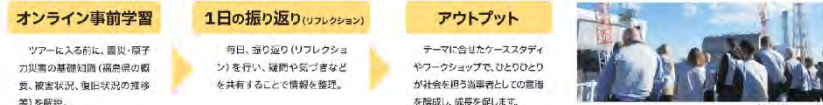
ホープツーリズムの研修には、アテンドやファシリテートを担当する「フィールドパートナー」が同行します。1日ごとの振り返り(リフレクション)や、最終日のワークショップなどを通して、中立・客観的な立場で参加者の成長を促します。

F P の 担 当 役 割

- インプット**
- 中立・客観的立場
 - 震災・原子力災害、復興に関する情報の伝達
 - 施設等の見学後、現地の人々との対話後の情報整理、補足説明
 - ※視点の明確化、多様な視点への留意
 - 随所の問い立て・介入
 - ※参加者の探究心や学びに向かう力を引き出す
- アウトプット**
- 振り返り・ワークショップの企画・運営



事前学習からアウトプットまで効果的に「考える」仕組み



東日本大震災・原子力災害伝承館
展示と生の声で知る震災の全体的



【震災遺構】浪江町立請戸小学校
爪痕の中に見いだす希望の光



福島第一原子力発電所
事故の全容と復興の進捗を現場で学ぶ

ふくしまの旅を東京都が割引 被災地応援ツアーで福島を支援
東京都が福島県が実施する「福島県教育旅行復興事業」と連携し、都内の学校や部活動等が実施する、福島県への修学旅行や合宿等を支援します。 [詳しくはコチラ▶▶](#)



福島県内で宿泊を伴う教育旅行を実施する
県外の学校へ、バス経費の一部を補助します!!

最大15万円補助



補助対象期間：令和5年4月1日～令和6年3月31日まで

福島ホープツーリズム

2 博物館の新たな役割を担うために

社会教育施設としての役割

● 学校教育との連携・生涯学習対応に重点

- ・学習プログラム、学校への教材貸出、出前講座、遠隔授業、教員向け研修等の積極展開

教員のための博物館の日
at 国立アイヌ民族博物館



対面とオンライン併用で8月に実施。学校教育におけるアイヌ博の効果的な活用など説明。



● 専門職員による対話型解説の実施

- ・「探究展示 テンパテンパ」を活用した専門職員による対話型解説を実施



「探究展示 テンパテンパ」では、大人や子ども達が展示物を手に取って見たり、遊びながらアイヌ文化を学べる。

- ・その他ギャラリートーク、講演会などを通じた専門職員と観客との相互交流による社会教育の実施

● 博物館人材の育成

- ・アイヌの歴史・文化の知識を持つ次世代の博物館専門家を育成。

様々な課題に対応する役割

● 共生社会実現に向けた取組

- ・自然と調和し共存するアイヌの人々の精神世界をはじめ、アイヌの歴史・文化等を国内外に発信
- ・「私たちの～」という切り口で、アイヌの人々の視点で語る基本展示

● 文化の継承と創造

- ・国内外のアイヌ関連施設のネットワーク拠点となり、資料情報を共有
- ・共同研究やアイヌ資料の保存技術、修復技術等の向上

● アイヌ語の復興

- ・館内の第一言語をアイヌ語に設定
- ・解説文を始め館内のあらゆるサインにアイヌ語を使用
- ・音声ガイドによりアイヌ語の解説を聞くことも可能



館内サイン



音声ガイド

観光資源としての役割

● ここにしかない体験の提供

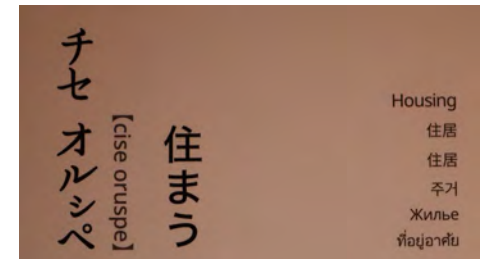
- ・アイヌをテーマとした唯一の国立博物館
- ・様々な体験プログラムが用意されたフィールド(公園)との相乗効果
- ・自然豊かなロケーションとポロト湖を眺望できる2階パノラミックロビーからの風景
- ・アイヌ文様を活用した建築



● 地域性を考慮した多言語対応

- ・アイヌ語に加え、ロシア語、タイ語を含め最大8言語で対応

アイヌ語、日本語、英語、中国語<繁体字・簡体字>、韓国語、ロシア語、タイ語



国立青少年教育施設を 修学旅行や集団宿泊的行事で 利用してみませんか？

国立青少年交流の家・国立青少年自然の家

- 学校団体の利用料は無料！
(1人1泊につきシーツ洗濯料 300円・食事代 3食 1,670円程度)
- 広大な敷地で大人数受入可能。
充実した研修設備や活動環境が整っています！

国立オリンピック記念青少年総合センター

- 低廉な利用料金！
(学校団体は宿泊利用料 1人1泊1,830円～)
- 東京都心へのアクセス良好！



国立青少年教育振興機構は
「体験を通じた青少年の自立」を
目指しています。

全国 28 施設において、学校や青少年たちに立地条件を活かした特色ある感動体験を提供するとともに、青少年教育指導者の要請・研修、青少年に関する調査研究、青少年教育団体が行う活動に対する助成にも取り組んでいます。

(令和5年3月現在)

活動例

スキー・スノーボード



スノーシューハイイク



フォトスタンド作り



天体観測



National Institution For Youth Education
国立青少年教育振興機構

〒151-0052 東京都渋谷区代々木神園町3-1
TEL 03-6407-7631 (広報担当)
Web <https://www.niye.go.jp/>



各施設の情報一覧

施設名（所在地）	宿泊定員	宿泊室数	活動プログラム
1 大雪青少年交流の家（北海道美瑛町）	400人	56	ハイキング、スノーシューハイク
2 日高青少年自然の家（北海道日高町）	400人	49	ハイキング、スノーシューハイク
3 岩手山青少年交流の家（岩手県滝沢市）	400人	89	創作活動、そり遊び、雪合戦
4 花山青少年自然の家（宮城県栗原市）	400人	27	御駒山ハイキング、かんじきハイキング
5 磐梯青少年交流の家（福島県猪苗代町）	400人	68	天体観測、スキー・スノーシュー等各種冬季野外活動
6 那須甲子青少年自然の家（福島県西郷村）	400人	27	白河だるまの絵付け、スノーハイキング、そりすべり
7 オリピック記念青少年総合センター（東京都渋谷区）	1,418人	443	各種スポーツ活動、東京散策
8 赤城青少年交流の家（群馬県前橋市）	400人	76	登山、クラフト、オリエンテーリング
9 信州高遠青少年自然の家（長野県伊那市）	300人	14	地域の史跡巡り、そり遊び、天体観測、野鳥観察
10 妙高青少年自然の家（新潟県妙高市）	300人	41	ハイキング、アルペン・歩くスキー
11 立山青少年自然の家（富山県立山町）	300人	19	クロスカントリースキー、チューブそり、かんじきハイク
12 能登青少年交流の家（石川県羽咋市）	400人	41	アーチェリー、砂像づくり
13 若狭湾青少年自然の家（福井県小浜市）	300人	41	海の環境学習、ハイキング
14 中央青少年交流の家（静岡県御殿場市）	448人	61	ウォークラリー、山中湖周辺トレッキング
15 乗鞍青少年交流の家（岐阜県高山市）	400人	53	乗鞍岳登山、星空観察、スキー、スノーボード
16 曾爾青少年自然の家（奈良県宇陀郡）	400人	52	登山、ハイキング、星座観察、森林環境教育プログラム
17 淡路青少年交流の家（兵庫県南あわじ市）	330人	92	防災教育プログラム、ウミホテル観察
18 吉備青少年自然の家（岡山県吉備中央町）	300人	8	カッター活動、天体観察、ハイキング、ウォークラリー
19 三瓶青少年交流の家（島根県大田市）	400人	83	登山、歩くスキー、まが玉作り、ホルダリング
20 江田島青少年交流の家（広島県江田島市）	400人	60	カッター研修、ウミホテル観察、江田島焼き、江田島クラフト
21 山口徳地青少年自然の家（山口県山口市）	300人	10	登山、ノルディックウォーク、ナイトウォーク、天体観察
22 大洲青少年交流の家（愛媛県大洲市）	400人	52	カヌー、スポーツクライミング、マウンテンバイク
23 室戸青少年自然の家（高知県室戸市）	300人	26	星空観察、流木クラフト
24 夜須高原青少年自然の家（福岡県筑前町）	279人	34	夜須高原アドベンチャーウォーク、クラフト活動
25 諫早青少年自然の家（長崎県諫早市）	400人	60	登山、ハイキング
26 阿蘇青少年交流の家（熊本県阿蘇市）	400人	60	ジオパーク学習プログラム、防災プログラム
27 大隅青少年自然の家（鹿児島県鹿屋市）	300人	27	登山、ハイキング、星空観察
28 沖縄青少年交流の家（沖縄県渡嘉敷村）	160人	35	スノーケリング、大型カヌー、平和学習

モデルプラン

（北海道：国立日高青少年自然の家） 2泊3日

6:00	8:00	10:00	12:00	14:00	16:00	18:00	20:00	22:00
	宿泊定員 44人	千歳空港 到着・出発	国立アイヌ民族博物館 つばね交流館、昼食	出発	自然の森 到着	夕食	入浴	就寝
起床	朝食	スキー、スノーボード （国立アイヌ民族博物館、自然の森、 白河山荘、アサヒスキー場）	昼食	スキー、スノーボード		夕食	入浴	就寝
起床	朝食	自然の森 出発	千歳空港 到着	千歳空港 16時	羽田空港 到着			

モデルプラン

（群馬：国立赤城青少年交流の家） 2泊3日

6:00	8:00	10:00	12:00	14:00	16:00	18:00	20:00	22:00	
				高尾製氷場見学		入浴	夕食	種別フォトラリー	就寝
起床	朝食	赤城山登山	昼食 (下山)	赤城山下山		夕食	キャンプファイヤー (旗文字・キャンドル ファイヤー)	就寝	
起床	朝食	遊学	市内の歴史活動						

このほか、修学旅行でのご利用に関する情報はQRコードにアクセスしてご覧ください



<https://www.niye.go.jp/training/shugakuryokou/>

2025年（令和7年）大阪・関西万博の修学旅行等への活用について

- **2025年（令和7年）4月～10月、大阪・関西万博が開催されます。**5年ごとに世界で開かれる大規模な登録博としては、2005年愛・地球博以来の国内開催です。
- 万博は、社会が直面する課題の解決に向けた最先端の知見や世界の考えを示す機会であり、**子供たちにとっても学びの多い場となるものと考えています。**

< 大阪・関西万博の概要 >

(1) 名称

正式：**2025年日本国際博覧会**

略称：**大阪・関西万博**



(2) テーマ・コンセプト

テーマ：**いのち輝く未来社会のデザイン**

コンセプト：**未来社会の実験場**

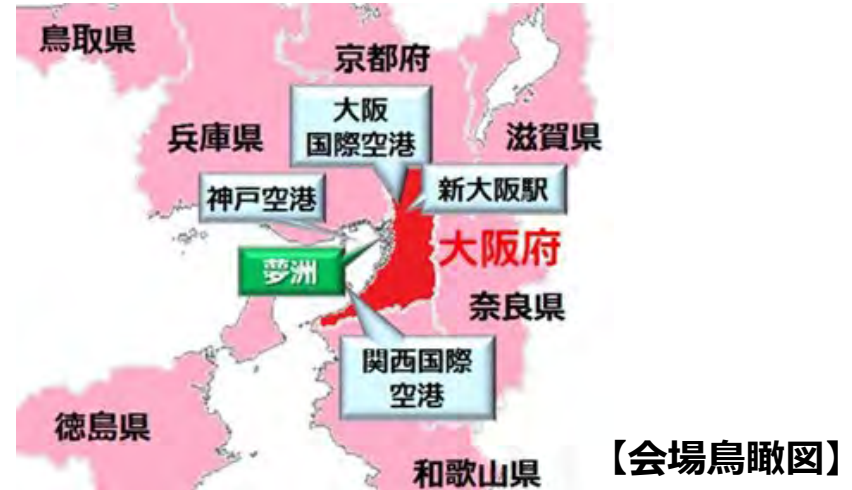
(3) 開催場所：夢洲（大阪市臨海部）

(4) 開催期間：

2025年4月13日 ～ 10月13日（184日間）

(5) 参加国・機関（2023年3月時点）：

153の国・地域と8の国際機関が参加表明



※令和5年8月15日付けにて各都道府県教育委員会等に「2025年日本国際博覧会（大阪・関西万博）の入場料金の決定と修学旅行等における活用について」を发出しております。